

2015年度海外制度調査

コートジボワールにおけるカカオ産業の研究  
バリューチェーンおよび  
商業化メカニズムについて

2015年11月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
貿易投資相談課  
アビジャン事務所

## 目次

略号および省略.....	1
背景.....	2
<b>第1部 カカオ産業とそのバリューチェーンの解説 .....</b>	<b>5</b>
第1章 コートジボワールにおけるカカオ産業 .....	5
1.1 コートジボワールにおけるカカオ生産ならびに商業化の歴史.....	5
1.2 コートジボワールにおけるカカオ栽培.....	9
第2章 カカオのバリューチェーン .....	15
<b>第2部 コートジボワールにおけるカカオ商業化のメカニズム .....</b>	<b>18</b>
第1章 カカオの商業化に関わる法令 .....	18
1.1 法律および規制の枠組みの発展について.....	18
1.2 改革の基本方針.....	26
1.3 法令.....	31
第2章 コーヒーおよびカカオの国内外における商業化のメカニズム .....	32
2.1 国内外での商業化のメカニズム.....	32
2.2 コートジボワール国内の商業化メカニズム.....	45
2.3 商業化の安全性確保とリスク管理.....	60
第3章 取引ならびに専門作業に対する法規制に関して .....	66
3.1 収穫シーズン.....	66
3.2 在庫目録、買付ならびに取引申告.....	66
3.3 売買.....	76
3.4 CV の清算の完了および積み出し作業.....	84

第4章 売買契約の履行 .....	91
4.1 払戻金および補助金決定のメカニズム.....	91
4.2 契約書あるいは売約確認書（CV）への記入.....	92
4.3 払戻金および補助金の相殺.....	92
4.4 先延ばしまたは前倒しされた CV の相殺.....	92
4.5 国際オペレーターの契約の相殺.....	93
4.6 契約の清算.....	93
4.7 CV の破棄・更新.....	94
4.8 補助金請求書および調整額請求書（facture des ajustements）の扱い.....	95
<b>第3部 日本およびコートジボワールのオペレーター間における商業的パートナーシップの展望.....</b>	<b>99</b>
第1章 カカオの商業化に関して .....	99
1. 国内の商業化.....	99
2. 売渡しおよび輸出.....	100
<b>書誌.....</b>	<b>101</b>

本報告書の利用についての注意・免責事項
---------------------

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のアビジャン事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 略号および省略

<b>ANADER</b>	農村開発支援公社 (Agence Nationale d'Appui pour le Développement Rural)
<b>ARCC</b>	コーヒー・カカオ調整機関 (Autorité de Régulation du Café et du Cacao)
<b>BCC</b>	コーヒー・カカオ取引所 (Bourse du Café et du Cacao)
<b>BM</b>	世界銀行 (Banque Mondiale)
<b>BNETD</b>	国家調査開発局 (Bureau National d'Etude Technique et de Développement)
<b>CAF</b>	運賃・保険料込み条件 (CIF) (Coût Assurance Fret)
<b>CAISTAB</b>	安定化公庫 (Caisse de Stabilisation)
<b>CASA</b>	農業構造調整予算 (Crédit d'Ajustement Structurel Agricole )
<b>FCFA</b>	CFA フラン (Franc de la Communauté Financière Africaine)
<b>CGFCC</b>	コーヒー・カカオ分野管理委員会 (Comité de Gestion de la Filière Café – Cacao)
<b>FRC</b>	調整管理基金 (Fonds de Régulation du Café et du Cacao)
<b>ICCO</b>	国際カカオ機関 (international Cocoa Organisation)
<b>CSSPPA</b>	農産品安定化維持公庫 (Caisse de Stabilisation et de Soutien des Prix des Produits Agricoles)
<b>FDPCC</b>	コーヒー・カカオ生産者活動開発促進基金 (Fonds pour le Développement et la Promotion des activités des producteurs de Café et de Cacao)
<b>FGCCC</b>	コーヒー・カカオ生産組合保証基金 (Fonds de Garantie des Coopératives de Café et Cacao)
<b>FMI</b>	国際通貨基金 (Fonds Monétaire International)
<b>FAO</b>	国際連合食糧農業機関 (Food and Agriculture Organisation)
<b>FASR</b>	拡大構造調整ファシリティ (Facilité d'Ajustement Structurel Renforcé)
<b>IP</b>	収益性指数 (Indice de Profitabilité)
<b>Kg</b>	キログラム (Kilogramme)
<b>OPA</b>	農業生産者組織体 (Organisation Professionnelle Agricole)
<b>PASA</b>	農業構造調整計画 (Programme d'Ajustement Structurel Agricole)
<b>PIB</b>	国内総生産 (Produit Intérieur Brut)
<b>TRI</b>	内部収益率 (Taux de Rentabilité Interne)
<b>US</b>	アメリカ合衆国 (United States)
<b>VAN</b>	割引現在価値 (Valeur Actuelle Nette)
<b>T</b>	トン (Tonne)

# 背景

## 1. 背景

年平均約 3%の人口増加率を誇るコートジボワールの総人口は、2015 年時点で、2,200 万人以上と推定され、その 71 %はカカオの生産地域に居住している。

2008 年度の貧困削減戦略文書（DSRP）によれば、2008 年時点の貧困率は 48.9% 以上とされた。また 2011 年度には、コートジボワールの世帯貧困率は 51%に達していた。

しかしながら、国務省および計画開発省のもとで、2015 年 1 月 23 日から 3 月 25 日にかけて、国立統計局（INS）が実施した世帯への調査結果によれば、現在のコートジボワール政府が実行している危機後の経済再建・振興政策により、貧困率は 2015 年時点で約 46%にまで低下している。

サブサハラアフリカ地域のその他の国々と比較して、コートジボワールは比較的多様化された強固な経済を有しており、西アフリカ経済通貨同盟委員会（UEMOA）の経済的リーダーとして域内 GDP の 40%を占めている<sup>1</sup>。その一方で、同国経済は原料輸出に大きく依存している。コートジボワールの農業は GDP の約 33%、輸出収益の 48%、また農業加工品も含めると実にその 66%を占めている。農業就労者数は労働力人口の 3 分の 2 以上を占めている。

カカオ豆生産統計によれば、現在、カカオ豆の生産面積は約 350 万ヘクタール余りで、そのうち耕作地を所有するほぼ 100 万人の生産者の平均耕作面積は 1 から 5 ヘクタールの間である。2014-2015 年度のカカオ豆生産量は約 180 万トンである<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 経済財政省（MEF）による

<sup>2</sup> ヤムスクロでの 2014-2015 年度収穫シーズン開始に際しての演説より

コーヒー・カカオ産業政策の主眼は、生産農家の所得向上およびカカオ生産の持続性の維持を通じた生産者の生活水準の改善に置かれている。こうした政策は、2012年10月に実施段階に移行した新たなコーヒー・カカオ産業改革により、具体化されている。改革の目標は以下のとおりである。

- カカオ生産国世界首位のポジション維持
- カカオの品質向上
- 少なくとも参照 CAF 価格の 60% の水準にまでカカオ生産農家の所得を上げる
- 生産農家の生活基盤の改善
- 2020 年をめどに、少なくともカカオ生産量の 50% を自国で加工できる体制を整える

第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の決議では、アフリカに対する日本の投資の再拡大が求められている。特にコートジボワールでは、主要経済セクターへの多数の開発計画とともに、政府が国の大規模復興計画に着手している。日本の民間セクターは、西アフリカ圏内の経済拠点としてのコートジボワールの開発計画に関心を示している。

日本貿易振興機構（JETRO）は、同国における主要投資分野の提案と両国間の貿易振興を目的としている。

コートジボワールのカカオ産業、輸出生産に関わるバリューチェーンならびにカカオ流通管理のための商業化メカニズムに関する本研究は、同セクターの現実を知る上で重要なものとなろう。

## 2. 研究の目的

本研究の主たる目的は、コートジボワールと周辺地域における日本側関係機関とそのパートナーの経済的交流を促すことにある。本研究では、特に以下の点に重点が置かれている。

- コートジボワール経済の構造および働きを理解する
- 輸出生産品としてのカカオ豆のバリューチェーンに関して説明を加える
- 耕作地から輸出にまで至るカカオおよびその加工製品の商業化メカニズムを解説する
- 日本側およびコートジボワール側のオペレーター間の貿易パートナーシップを推し進める

# 第1部 カカオ産業とそのバリューチェーンの解説

## 第1章 コートジボワールにおけるカカオ産業

### 1.1 コートジボワールにおけるカカオ生産ならびに商業化の歴史

#### 1.1.1 カカオ栽培の起源と発達

カカオの原産地はアマゾン川流域とされている。ショコラトルと呼ばれる（砂糖を加えない）単なる苦い汁の形で消費していた。

カカオバター抽出のための水圧式圧搾機の発明（1828年）やスイス人による板チョコおよびミルクチョコレートの製法の開発（1879年頃）の影響で、1800年代には、カカオ栽培が発展し始めた。

コートジボワールにおけるカカオ生産は、1888年頃のアボワソ県への入植者（特に、ヴェルディエとブレティニエール）によって導入された。このことがコーヒーとカカオの2品種栽培と、特にカカオ栽培の発展を促したが、今日のコートジボワール経済におけるカカオ栽培の重要性に関しては、もはや説明は不要であろう。カカオ生産量は、1960年には約6万2,000トンであったが、2004年度には140万トンとなり、2007年度以降は概ね120万トンで安定している。これにより、コートジボワールはカカオ生産で世界首位を占めるまでになっている。2002年から2011年まで続いた軍事政治危機を経て、コートジボワールのカカオ生産は再び成長軌道へと復帰を果たしている。2010-2011年度には151万1,000トンであった生産量は、2013-2014年には174万6,000トン強となり、2014-2015年には約180万トン台に落ち着いている。

このような業績は、カカオ生産システムに関わる100万人以上の生産者<sup>3</sup>によって実現されたものであり、同分野には、現在約160万人が従事している。

<sup>3</sup> 2014年度一般国勢調査 (RGPH) の生産量推移およびその他統計結果をもとに、著者が試算したもの

本来的に、カカオ生産が最も盛んなのは東部（est）および中東部（centre-est）地域で、これらの地域は一連の重要なカカオ生産地となっている。気候変動や土壌の貧困化を受け、国内（中央、中東部、北部）および国外（地域周辺国）で住民の移動が起こっていることから、カカオ栽培の最前線は西部（ouest）および南西部（sud-ouest）に伸びている。その結果、今日カカオの主要生産地は南西部であり、カカオ生産の40%以上を同地域が占めるまでになっている。

コートジボワールのカカオ栽培で使用される農業機材は、一般的に小規模なものにとどまる。栽培方法では著しく機械化が遅れており、農地の整地や維持・管理には、ヨキ（マチェット）、ダバ（daba）、斧または場合により、チェーンソーが用いられる。消毒防虫駆除には、噴霧機やスプレーが用いられる。

カカオによってもたらされるコートジボワールの収入は、3兆 CFA フラン以上と莫大ではあるが、カカオの国際商品価格に依存している。カカオの国際商品価格の推移は次の4つの要素に左右される。

- 世界全体での供給量（そのうち、コートジボワールは40%を占めている）
- 世界全体での需要（人口ならびに消費者の増加）
- オペレーターが保有するカカオ豆の在庫
- 工場が保有するカカオ加工品の在庫

### **1.1.2 コートジボワールにおけるカカオ産業の管理体制の発展について**

同国カカオ経済の発展は、投資、国による指導、森林の活用ならびに1960年から整えられてきた移住促進政策の賜である。

1963年から1998年までは、CAISTAB（価格安定化公庫）がカカオの国内での商業化と輸出体制の整備を担っていた。収穫シーズン初めから、CAISTABは全国一律で適用される生産者保証価格と共に、流通の各段階（一次集荷、運送 [トン数に応じて、払い戻しが実施される]、輸出準備作業、海上輸送、事務処理 [CAISTABの事務費用および価格安定化基金への負担金を含む]、共通輸出関税[taxe à l'exportation uniforme]）において適用される売却価格を決定した。輸出業者に対しては、売買契約の締結に際して、CAISTABの許可が義務付けられ、輸出業者は締結された価格と価格一覧表（barème）によって規定された輸出保証価格の差額をCAISTABに対して支払うか、または、CAISTABから受け取るようになっていた。こうした価格安定化の仕組みは取引全体への保護を通じ、同国のコーヒー・カカオ産業の異例の発展を実現させたのである。

1980年代から、世界の経済環境が悪化するに従い、農産物の世界需要は停滞した。これによって、原料価格の下落が生じると、同国の公共機関と民間企業は数多くの問題を抱えることとなる<sup>4</sup>。

経済情勢の影響で、コートジボワールの農業は1987年から1993年の間に著しい不況に見舞われる<sup>5</sup>。コーヒー・カカオ産業の再活性化を目的として、いくつかの改革が実施され、農業分野におけるさらなる透明性の確保と効率性の向上が図られた。これらの改革は、農業構造調整計画（PASA、1990-1995）および農業構造調整予算（CASA、1995-1997）という2つのプロジェクトを軸に展開された。

プロジェクトの目的は次に示すとおりである。

- 主要生産品の商業化システムを段階的に自由化することにより、市場取引におけるさらなる透明性の確保に努める
- 生産体制の強化を図る

<sup>4</sup> Sylla, 2001. 以下のサイト [http://business.abidjan.net/cafecacao/cacao\\_histo\\_gest.asp](http://business.abidjan.net/cafecacao/cacao_histo_gest.asp) に引用

<sup>5</sup> 国家調査開発局(BNETD), 1999. 以下のサイト [http://business.abidjan.net/cafecacao/cacao\\_histo\\_gest.asp](http://business.abidjan.net/cafecacao/cacao_histo_gest.asp) に引用

- 生産農家の所得向上を目指しつつ、農業生産者組織体（organisations professionnelles agricoles: OPA）の役割を拡大させる

改革は拡大構造調整ファシリティ（Facilité d'Ajustement Structurelle Renforcé: FASR）によって継続され、コーヒー・カカオ産業の完全自由化へとつながっていく（1998年10月19日にはコーヒー、1999年8月12日にはカカオの完全自由化がそれぞれ実施された）。

これらの改革を受け、同産業の経済環境は根底から変化した。CAISTABは新しいCAISTABにかわり、次いで、同機関も3つの組織へと改組された。コーヒー・カカオ調整機関（ARCC）、コーヒー・カカオ取引所（BCC）、調整管理基金（FRC）の3機関である。そのうち後の2機関は、カカオ産業のオペレーターによって管理された。一方で、コーヒー・カカオ生産者活動開発促進基金（FDPCC）、コーヒー・カカオ産業保証基金（FGCC）といった生産者および生産者協同組合のための資金調達機関が生産者自身の手によって設けられている。

しかしながら、これらの機関は、経営に関わる主要幹部が2008年6月にずさん管理により拘置されたことから、2008年9月19日以降、コーヒー・カカオ産業管理委員会および臨時理事会の監督下に置かれていた。同管理委員会の役割が十分に果たされたことを受けて、2011年11月、コーヒー・カカオ産業改革に関する2011年12月28日の法律第2011-481号が採択されている。なお、同改革は2012-2013年度の収穫シーズンの開始をもって、実施される運びとなった。

## 1.2 コートジボワールにおけるカカオ栽培

### 1.2.1 植物としてのカカオの説明およびその技術的特色

農業研究センター（CNRA）および農村開発支援公社（ANADER）によれば、カカオの木は温暖湿潤な気候のもと、主に赤道を挟んだ北緯 20 度と南緯 20 度の間の地域で栽培される熱帯性の樹木である。カカオの木（ラテン語名 *Theobroma Cacao*、アオギリ科）は通常樹高 4 から 8 メートルであるが、森の中では 10 メートル近くに達することもある。カカオの木は、直上に伸びた幹、白味を帯びた明るい色の枝ときめ細かくなめらかで褐色の樹皮を特色とする。カカオの実は 15 から 25 センチの果実で、内側には約 30 から 40 個の種子が詰まっている。この種子を乾かし、発酵させたものがいわゆるカカオ豆である。カカオ豆自体は褐色あるいは赤色であるが、白味を帯びた外皮に包まれている。カカオ栽培を行うにあたって、いくつかの手順が必要となる。

### 1.2.2 カカオ栽培の手順

- 土壌および苗木の準備
- 植え付け
- 管理
- 収穫および収穫後作業

#### **1.2.2.1 苗木および土壌の準備**

これは、カカオプランテーションの開拓と経営を目指す農業従事者がそれまで温めてきた計画の実現を決定づける重要なステップである。ここでは、2つの作業が同時並行して進められる。

- 苗床を作り、プランテーションで苗木として利用される若木の準備をする
- 植え付け場所の選定と準備

## □ 苗床を作り、プランテーションで苗木として利用される若木の準備をする

この作業ではまず、若芽を保護するための日よけを作り、下半分に穴を開け、これに腐食に富んだ砂質粘土を詰めたプラスチック袋を(1ヘクタール1,500個の割合で)配置する。それから、播種用に選別された実から取り出したカカオ豆をまき、それに続いて、植物の生育を通じた手入れ管理(除草作業、防虫駆除対策)を行う。多品種栽培の場合には、良い収穫量を得るために入念に選別を行うこと。

カカオには3つの品種が存在する。最も普及しているのが、フォラステロ種(Forastero)種と一般的に呼ばれている品種である。味は苦く、世界のカカオ豆生産の約90%を占め、西アフリカやブラジルで主に生産されている。第二の品種はクリオロ種(Criollo)種の名で知られている。「洗練されたカカオ」豆であり、生産規模は縮小しているが、カリブ諸島、アンティル諸島、ベネズエラ、パプアニューギニア、スリランカ、東ティモールやインドネシアで今なお栽培が続けられている。そして最後の品種トリニタリオ種(Trinitario)はフォラステロ種とクリオロ種のハイブリット種で、上品な芳香を有するが、濃厚さに欠ける。

現在、CNRAは、生産者に対し、それぞれの問題点(森林の減少、モノカルチャーに対立する多品種栽培の傾向)に応じた多種栽培を奨励している。数種のハイブリット種(H109、H125等)による栽培で、1ヘクタール当たり2トン以上の現地収穫量が推奨されている。季節による休暇地で、これらの新品種を栽培する可能性が開かれたことは、カカオ栽培における大きなアドバンテージであり、進歩である。

## □ 植え付け場所の選定と準備

土壌学上の農地の特性は作物の生育に大きく影響するため、苗木の準備をしている間に植え付け場所の選定を行う必要がある。カカオ生産にとっての理想的条件は、年

間降雨量 1,150 から 2,500mm、21 度から 32 度の気温、3 カ月以下の乾季、深さ 1 メートル以上の自由地下水を伴う有機物に富んだ深土である。(一般には) 森林や休閑地が選定される。

森林の場合には、2 つの栽培方法が奨励されている。

- 部分的伐採

土地を切り開いた後、邪魔になるすべての大型樹木 (カカオと相性の悪いもの、低く地面を覆っているもの、あるいは、病虫害の寄生主となるもの) または著しく日光を遮る大木。2~3 年の間は、若いカカオの苗木にとっての一時的日よけとなるように、小灌木を適度な間隔で残しておくこと。

- 完全な伐採の後で栽培を行うことも可能である。必要ならば焼き畑を行うこともできるが、その際には 6 カ月か 1 年前に一時的な日よけとして、カカオの木と同じ密度でバナナの木を植えること。現在最も普及しているのはこの方法である。

休閑地を選ぶ場合には、土壌の回復、最低 2 年間の日よけとして樹高の低いマメ科小灌木を植える必要がある。

### 1.2.2.2 カカオの植え付け

奨励される間隔 (2.5 メートル間隔) に沿って、カカオ苗の植え場所を示すために、杭を打ち込む。最初の雨 (4 月~5 月) の後、40×40×40 センチの穴を掘る。数日後 (5 月~6 月) 、若い苗木を植えた後、より肥沃な表土を先にして、その穴を埋め戻す。プランテーション内でのカカオ栽培の密度は、1 ヘクタール当たり 1,333 株である。苗床の中の強い苗木を選び、弱い苗木は補充用としてとっておく。

### 1.2.2.3 管理

管理は植物の植え付け段階から始まり、プランテーションの経営が続く限り行われる。管理には、以下の作業が含まれる。

#### □ 施肥

リン (P) 、カリウム (K) 、マグネシウム (Mg) が最も重要な栄養素となり、生育と生産を促進させる。成木の段階では、肥料の成分および分量は「土壌診断」の手法に従って決定される。無機肥料が有効で、かつ、経済的に採算性が伴うのは、植物が正しく生育している場合（枝打ちや害虫処理が正しく行われ、植物の状態が適切に保たれている場合）に限られる。

#### □ 除草作業

除草作業は、最初の3年間は年4回から6回をメドとし、手作業による除草と除草剤散布を交互に行う。刈り取った草は植物の周りに伏せておく。雑草が30～40センチ以下の高さの時に、除草作業を行うこと。成木の段階では、年に2回から4回除草作業を行う。

#### □ 刈り込み

カカオの若木が成長している段階での刈り込みは、樹冠（木の頂上部分）を形成するためのものである。枝が5本残るように剪定を行うが、これは、この形がより多くの収穫量を見込める理想的な樹型だからである。また、理想的な樹冠の位置は、1.8メートルほどである。

カカオの木が生産軌道に入った段階で行われる刈り込みでは、幹に沿って伸びる徒長枝を定期的に剪定する。

### □ 植物の保護

CNRAにより様々な植物の保護方法が奨励・改良されているので、これを使用すること。カカオの適切な保護のため、農業学化学的対策法あるいはカメムシ科の昆虫 (mirides) やアブラムシといった昆虫寄生虫に対する有効な対策を組み合わせる用いること。

#### 1.2.2.4 収穫および収穫後作業

カカオの実 は年間を通じて生育するが、収穫は一般的に年2回のサイクルで行われる (この2回の収穫は本収穫および中間収穫と呼ばれる)。多くの場合、中間収穫での収穫量は、本収穫と比べてかなり少ない。収穫量は生産国や生態系に応じて、様々である。

商品としての高品質なカカオを生産する上で、収穫および収穫後の作業が決定的な役割を果たしている。高品位のカカオを得るための収穫技術に加えて、収穫後にも3つの重要な作業プロセスをこなす必要がある。

### □ 殻の除去作業 (Ecabossage)

この作業では、短い棍棒を使い、カカオの実を割り、カカオ豆を取り出していく。その際、出来の悪い豆のほか、(実のなかの) 軸や皮を丁寧に除去する。作業は遅くとも収穫の5日以内に行うのが良い。

### □ 発酵

カカオ豆は発酵を加えることで、チョコレート固有の芳香を発するようになる。発酵作業には、次の2つの工程が含まれる。

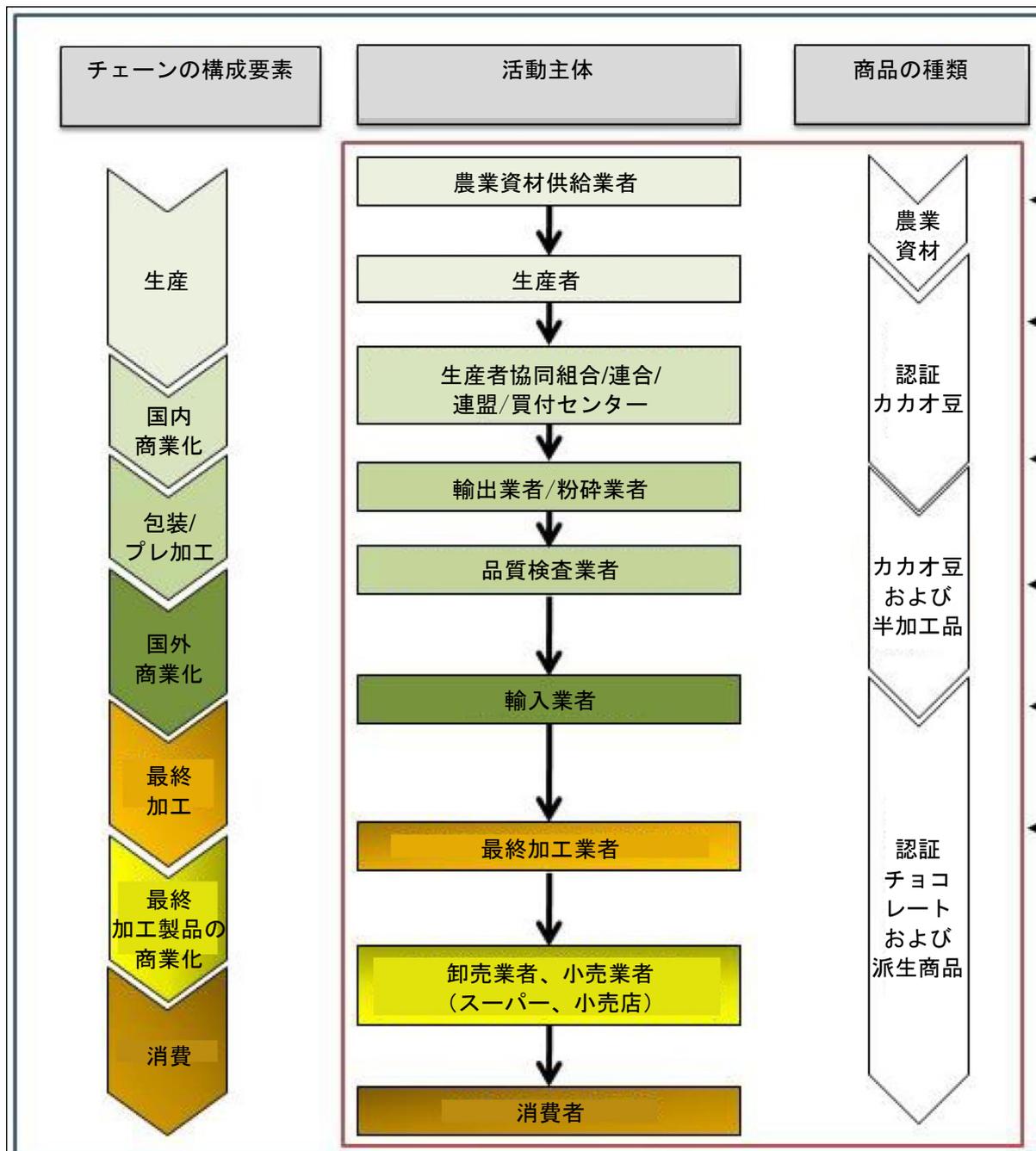
- 木箱の中あるいはバナナの葉の下に、6日間カカオ豆を寝かせる
- 2日目と4日目に豆をかき混ぜる

□ **乾燥および貯蔵法**

- 乾燥にはゆっくりと時間をかけなければならないが、同時にカビが発生してしまうため、あまり遅すぎてもいけない。固定式または可動式のすのこ、セメントあるいは黒のビニールシートの上に（3～4センチの厚さで）カカオ豆を一面に広げる。頻繁に豆をかき混ぜる。選別を行い、出来の悪い平らな豆を除去する。湿気（雨、夜間の湿度）を避け、カビの発生を防ぐ
- カビ、虫、ほこりの発生のほか、遊離脂肪酸の形成を防ぐため、よく乾いた豆だけを貯蔵する

## 第2章 カカオのバリューチェーン

バリューチェーンを概観することで、認証カカオ豆の商業化には、様々な関係者が関わっており、その各々が相互に関連し合っている様子がうかがえる。以下の図に、その概要を示した。



次の表では、カカオ産業の主な関係者と、その役割の中での相互の関係性を示した。

表 バリューチェーン

チェーンの構成要素	活動内容	活動主体	商品およびサービス
農業資材供給業者	資材（苗木、袋、その他資材）、防除剤、労働力、融資の提供	CNRA、ANADER 認可または無認可の民間業者 コーヒー・カカオ評議会、 Filtisac 社、コートジボワール 国民および近隣国住民 生産者協同組合、買付け人お よび輸出業者	農業投入資材の利用（ハイ ブリット種、殺虫剤、肥料 など）
	研究・開発、農業指導、 普及活動および市場 情報の提供	FIRCA、CNRA、ANADER、 NGO（非政府組織）、コー ヒー・カカオ評議会、市場情 報システム（SIM）／コート ジボワール全国農業生産者組 織体協会（ANOPACI）	（生産および商業化への） サポートの提供
	協定交渉、基本政策、 生産者利益の保護	国、農業省、コートジボワール 全国生産者協会 （ANAPROCI）、長老会議	コーヒー・カカオ産業規制 の枠組みの決定およびスポン サーへのロビー活動
生産	農業資材の入手、農園 の設立と管理、生産お よび耕作地の保護	農園主、労働者、小作人	カカオ豆の実（cabosse）、 （未乾燥処理の）生カカオ 豆、認証耕作地
生産地での加工	発酵、乾燥、袋詰め 保管、生産地取引	農園主、労働者、小作人	乾燥カカオ豆 未加工カカオ（cacao brousse）用袋
国内商業化	生産地指標価格の決定	コーヒー・カカオ評議会	カカオ卸価格
	生産地買付けおよび 保管場所での取引	現地仲買人（pisteurs）、買付 け人、生産者協同組合	未加工カカオ
	買付け人、輸出業者、 工場への搬出	輸送業者、コーヒー・カカオ 産業保証基金（FGCC）	加工カカオ、認証カカオ
	融資	商業銀行、輸出業者	マンドート（資金調達委託） ／リボルビング・ローン/銀 行保証
輸出用カカオ加工	（カカオ豆の）品質検 査	UNICONTROL 社、SCEVE 社、 BUREAU VERITAS 社	等級分け、FFA（遊離脂肪酸） 検査

チェーンの構成要素	活動内容	活動主体	商品およびサービス
	乾燥および選別、再包装 (1 トン単位)	工場 (TORRICAF 社)	輸出用カカオ豆、輸出用認証カカオ豆
	タグ付け/ロット分け	輸出業者	輸出向けロット商品
	商品への担保設定	商業銀行、担保管理者 (Tiers détenteurs)、輸出業者	書類の提出
	保管 (輸出業者または通過貨物取扱業者)	通過貨物取扱業者	輸出向けロット商品
加工	(カカオ豆の)品質検査	UNICONTROL 社、SCEVE 社、BUREAU VERITAS 社	等級分け、遊離脂肪酸検査
	粉碎、包装・梱包	SACO 社、UNICAO 社 (ADM 子会社)、CEMOI-CI 社および MICAO 社	カカオマス、カカオバター、チョコレートおよびリキュール、絞りカス、カカオペースト
輸出	保管、計量、(コンテナへの) 詰め込み	通過貨物取扱業者、コートジボワール商工会議所 (CCI-CI)、コーヒー・カカオ評議会/税関	輸出用加工カカオ豆ロット商品 (バラ積み状態)
	通関	税関職員、荷役請負人	
	税の支払い	統一窓口 (コーヒー・カカオ評議会、税関、農業省 [MINAGRI]、税務総局 [DGI] など)	
	ドック入れ、積み出し	貨物取扱人、チャーター主、保険会社	
国外商業化	荷受け、保管	国外クライアント/国外通過貨物取扱業者	輸出向けカカオ豆または半加工品
	品質検査	UNICONTROL 社、SGS 社、BUREAU VERITAS 社	等級分け、遊離脂肪酸検査
	加工	粉碎業者	カカオマス、カカオバター、チョコレートおよびリキュール、絞りカス、カカオペースト
	包装/ラベル付け 流通 消費	チョコレート製造業者 大規模小売店 消費者	ラベル貼付済みチョコレート製品

## 第2部 コートジボワールにおけるカカオ商業化のメカニズム

### 第1章 カカオの商業化に関わる法令

#### 1.1 法律および規制の枠組みの発展について

##### 1.1.1 自由化以前のコーヒーおよびカカオの商業化に関する法的枠組みへの歴史的概観

参考までに述べておくと、価格安定化制度は植民地政府によって制度化されたシステムである。

価格安定化および保証価格制度という考え方は植民地時代に遡る。1946年12月20日付で、植民地総督により二つの決議が出されている。これにより、旧フランス領西アフリカ総出納官 (*trésorier général*) の帳簿上には、コートジボワール名義で「カカオ勘定」および「コーヒー勘定」と呼ばれる二つの予算外勘定 (*compte hors budget*) が設定されている。これら二つの決議により、価格安定化制度の基本原理が定められたわけであるが、その実施に当たっては次のような施策が必要となった。

- 1955年2月2日の政令（同年2月15日の決議により公布）によって、フランス海外県・海外領土中央基金 (*caisse central*) の帳簿上に、**国家海外県・海外領土商品価格調整基金 (*Fonds National de Régularisation des cours des produits d'outre-mer*)** という名称の勘定が設定された。この勘定の目的は農産品価格の安定であった。同基金は、コーヒーおよびカカオの価格が収穫シーズンごとの固定価格を下回る場合に限り、介入を行うと定められていた。
- これに加え、次の二機関が、法人格と財政上の独立性を有する公共機関という形で、設立されている

コートジボワールカカオ価格安定化公庫（1955年9月30日の政令第55-1285号により設立）

コートジボワールコーヒー価格安定化公庫（1955年9月30日の政令第55-1284号により設立）

これら2公庫は以下のことを目的としていた。

コーヒーおよびカカオの生産者買付価格の安定化

品質の向上ならびに外国市場でのコーヒーおよびカカオの流通にとって負担となる手数料の引下げを目的としたあらゆる適切な措置を検討、実施する

開発と生産性向上に直接的に資する特別プログラムの実施

### 1.1.2 独立後の価格安定化制度の再編

1962年以降、コートジボワールは新たな法的枠組みを採用している。上記の二公庫のような価格安定化のための技術的手段を整えることに加えて、価格安定化制度のもとでのコーヒーおよびカカオの商業化ルールを定めた。

1962年2月8日の政令第62-37号が、二公庫に対して再編を加え、公共機関として「**コーヒー・カカオ価格安定化公庫**」（**caisse de stabilisation des prix du café et du cacao**）に一本化させた。1964年には、同公庫が解散し、公社の形をとる農産品安定化維持公庫（Caisse de Stabilisation et de Soutien des Prix des Productions Agricoles）（通称 **CSSPPA**）に改組された。なお、**CSSPPA** はカカオ・コーヒー産業の自由化まで続した。

コーヒーおよびカカオ商業化に対する規制の中で、自由化以前で最も新しい規制は、コーヒーおよびカカオの商業化に関する 1965 年 8 月 23 日の政令第 95-635 号によって定められたものである。

### **1.1.3 コーヒー・カカオ産業自由化の意義および目的**

自由化の基礎は 1997 年の拡大構造調整ファシリティ（FASR）の交渉の中で定められた。これにより、コーヒーおよびカカオの国内での商業化が自由化されることが決定された。この直後に、CSSPPA は解体された。自由化はコーヒー・カカオ産業の新たな組織上制度上の枠組みの構築へとつながったが、それは二つの段階を踏んで実行された。

自由化の基本原理は、コーヒーおよびカカオの商業化における国の経済活動の目的を定めた 1999 年 1 月 20 日の条例第 99-30 号に示されている。同条例は、コーヒー・カカオ産業のオペレーター間の健全かつ公正な競争を促す目的から、コーヒーおよびカカオの商業化ルールを確立した。

また、同条例は、国際市場価格に釣りあった形で、同産業のオペレーターが利益をより享受できるよう、価格維持制度に終止符を打った。

さらに、この条例では、コーヒー・カカオ産業への新たな措置がまとめられ、その役割と機能に関する基本方針が定められている。

これにより、これまで万能の立場から、価格安定化システムの中で中心的存在であった国家の役割は、商業化の基本方針の決定あるいは自由化プロセスへの円滑な移行の監督に限定された。つまり、国は規制者としての役割のみを果たすことになったわけであるが、その役割も 2 つの規制・監督機関に委ねられた。

その第一の機関が、1999年1月20日の政令第99-44号によって設立された省庁間原料委員会（comité interministériel de matières premières）である。この委員会は、首相を委員長とし、コーヒー・カカオ産業の基本政策を決定・評価するほか、同産業の利益において適切な措置を講じるという主な役割を有している。

そして、第二の機関が、カカオ・コーヒー専門家協議会（CICC）である。これは、国とすべてのオペレーター（生産者、仲買業者、輸出業者、金融機関）を集めた業界間組織である。事実上、異業種間の協議・諮問機関と言って良いだろう。

商業化の自由化ルールはオペレーター自身の手任せられたわけであるが、そこには、新 CAISTAB（Nouvelle CAISTAB）という専門機関のサポートが与えられた。自由化の円滑化を目的とする同機関は、国の資本参加の下、すべてのコーヒー・カカオ業界関係者を集めた株式会社（SA）として発足した。なお、新 CAISTAB は私法上の規則に基づき設立・運営された機関であった。

しかし実際には、この自由化第一弾は長続きしなかった。政治的移行が起こると、コーヒー・カカオ産業に対する技術上の支援機関の設立を定めた前述の1999年1月20日の条例第17条の削除を規定する2000年3月28日の条例第2000-242号が採択されたのに続き、2000年5月16日の臨時株主総会で、新 CAISTAB の早期解散と任意清算（liquidation amiable）が決議され、また、一部自由化ルールにも改変が加えられた。

自由化の第二段階では、1999年1月20日の条例第99-30号により決定・実施された法律上制度上の枠組みに対する改革が行われた。コーヒー・カカオ産業自由化後の混乱と、肝心の生産者への現実上のメリットが見られなかったことを受けて、国は生産者保護のため、国と民間の業界関係者の役割と使命の見直しを決定した。新たな仕組みでは、国は絶対的な権限に基づいて機能を果たす反面、通常管理業務は民間セクターに全面的に委託する方針をとった。こうした改革により、1999年1月20日の

条例第 99-30 号の廃止とコーヒー・カカオの商業化における国の経済的役割に対する新たな目的を定めた 2000 年 8 月 17 日の条例第 2000-583 号が採択された。

2000 年 8 月 17 日の条例は、自由化の下でのコーヒー・カカオ産業の活動に対する国の規制者としての役割を強調している。なお、自由化の第一段階同様、そうした国の役割は監督・指導機関に帰属するものとされた。この条例を元に、新たな政令が制定される一方で（これにより、ARCC、BCC、FRC、FDRCC が設立された）、CICC を始めとする一部機関が活動を終えた。こうした改革では、輸出業者に対する新たなルールが定められることとなった。同改革は、コーヒー・カカオ産業の管理をその役割とする 4 機関の設立を特色とするが、この改革もすぐさま紆余曲折を経験することになる。わずか 8 年間のうちに、新たな改革の必要性が急浮上したのである。その目的の根底には、次のような問題が存在していた。

#### 関係機関の役割の重複

コーヒー・カカオ業界のリソース活用の非効率性

カカオ・コーヒー栽培の要である生産者の貧困化

関係機関の活動内容の間にシナジー効果が見られないこと

民間セクターの関与の弱さ

こうした改革の結果として、コーヒー・カカオ産業の幹部が拘置される事態となり、調査が開始された。

国際機関の後押しのもとで、新たな規制当局は業界健全化の取り組みを継続し、これが現在の改革へと繋がっている。

ここ 10 年間の改革では、主に 3 つのステップが踏まれている。

- コーヒー・カカオ産業自由化の実施
- コーヒー・カカオ産業管理機関の合併に象徴される自由化移行期間
- 機関の一本化（コーヒー・カカオ評議会の設立）

法令を通じて、コーヒー・カカオ産業の安定と生産者の利益を追求する当局の意思を反映して、法と規制の枠組みが様々に変化していることがわかる。これまでの改革に対して、2011年度の改革においては革新的な試みの成果が期待される。

#### **1.1.4 法的枠組みの比較**

1990年以降に着手されたコーヒー・カカオ業界の自由化プロセスの中で、国は1999年以降事実上コーヒーおよびカカオの商業化に関する活動に関与していない。その象徴的な動きがCAISTABの解散である。そうした動きの中から、新たな法的枠組みが構築された。その法的指針となったのが、コーヒーおよびカカオの商業化における国の経済活動の目的を定めた2000年8月17日の条例第2000-583号（2001年1月31日の条例第2001-46号、2001年10月24日の条例第2001-666号およびそれらの施行政令[décret d'application]により修正）である。

2001年10月24日の条例第2001-666号の第14条ではこう述べられている。

「国によって直接的ないしは委任により行使される、コーヒー・カカオ業界への規制・監督権限は以下の機関に帰属する」

-ARCC、CIMP、BCC、FRC

第4条は、コーヒーとカカオの商業化に関する自由化の原則を述べているが、この商業化は唯一民間のオペレーターの権限に帰属するとされている。

これに対して、2011年に実施された改革では、コーヒーおよびカカオの商業化とコーヒー・カカオ産業への規制に関するルールを定めた2011年12月28日の条例第2011-481号に法的根拠が求められている。同条例は、それまでの法的根拠と完全に袂を分かつ内容であり、条例第2000-583号およびその施行政令の廃止を定める第55条の中に、その断絶が明確に示されている。

また、唯一の機関が、規制および価格安定化の役割を担うとされているが、革新的な点は、コーヒー・カカオ産業の規制とコーヒー・カカオ価格の安定化を担う機関が、農業大臣に対して、コーヒー・カカオに関する国の基本政策を提言するとされている点であろう。

### **1.1.5 コーヒー・カカオ産業のオペレーターに適用される規制**

商業化の経済活動に関与するオペレーターおよび活動主体は二つのグループに分けられる。

第一のグループは、生産ないしは商業化を主な活動領域とし、一般的または特殊な法令の規制を受ける経済的活動主体あるいは代理業者（生産者、職業団体、仲買業者、輸出業者、倉庫会社、担保管理会社[société de tierce detention]）である。

そして、第二のグループは、コーヒーおよびカカオの商業化の分野で活動しているが、その分野に固有の特殊な法令の規制を受けない、あるいは、コーヒーおよびカカオの商業化にのみ関与していない、あるいは、それに本質的に関与していない代理業者またはオペレーター（包装・加工工場、品質管理、衛生、陸上輸送、金融業務などの委託業者）である。

#### **1.1.5.1 生産者および職業団体**

バリューチェーンの第一の環であるが、こうした職業や生産者という地位に対してはいかなる特別な規制も存在しない。唯一新たな条例に従い、職業団体による買付けおよび輸出が許可されている。これに対して、必要な法的要件（認可、政令）を満たす場合に限り、生産業者には輸出のみが認められている。

#### **1.1.5.2 輸出業者**

コーヒーおよびカカオの輸出業者への規制に関する 1999年2月10日の政令第99-95号（2000年8月17日の政令第2000-585号により修正）の規制を受ける業者を指す。

### **1.1.5.3 倉庫会社あるいは担保管理者 (tiers détenteurs)**

担保管理は、農産物の担保管理に関する 1994 年 11 月 18 日の法律第 94-260 号ならびにコーヒーおよびカカオに関する法律の施行方法に関する 1999 年 1 月 20 日の政令第 99-43 号によって規制される（認可は決議の対象となる）。

### **1.1.5.4 品質管理および（防虫など）衛生処理委託業者**

輸出向けカカオの包装方法を定める 1999 年 4 月 6 日の政令第 99-272 号による。上記の業者は、輸出向け商品の品質認定のほか、積み出しの前段階で、商品への衛生処理を適切に実施する責任を有している。一部輸出先に対しては、特別な分析の実施が求められる（付録日本の事例を参照）。

果樹園での衛生処理の委託はまだ認められていない。

### **1.1.5.5 包装・加工工場**

これに関して、規制を定めた特段の法令なし。

### **1.1.5.6 金融機関（銀行、保険）**

規制を定める法令なし。各セクターの法令に従うものとする（銀行は銀行法、保険会社はアフリカ保険市場会議[CIMA]協定をそれぞれ遵守する）。

## **1.1.6 商業化に関連した業務への規制**

買付けに関する規制

コーヒーおよびカカオの商業化ならびにコーヒー・カカオ産業への規制に関するルールを定めた 2011 年 12 月 28 日の条例第 2011-481 号

倉庫での商品保管に関する規則

コーヒーおよびカカオの担保管理に関する規則

品質管理ならびに衛生処理に関する規則

コーヒーおよびカカオの輸出に関する規則

コーヒー・カカオ取引ルールへの違反行為に対する制裁

コーヒーおよびカカオの商業化ならびにコーヒー・カカオ産業への規制に関するルールを定めた 2011 年 12 月 28 日の条例第 2011-481 号では、認可の自動的取消しが定められているほか、刑事罰が課される可能性についても規定が設けられている。また同じく、ここでは次に挙げる特別な法律に由来する罰則の可能性が述べられている。

農産物不正輸出取締りに関する法律

競争に関する 1991 年 12 月 27 日の法律第 99-999 号

農産物の商業化における違反行為取締りに関する法律

コーヒーおよびカカオの包装に係る規則への違反行為取締りに関する法律

## 1.2 改革の基本方針

選挙後の混乱からのコートジボワールの正常化と経済復興という背景的要因が存在していたことから、前述の改革の意義は極めて大きかった。それは、この改革がコートジボワール経済の戦略的利益であると同時に、**重債務貧困国イニシアティブ (HIPC イニシアティブ)** の目標達成に不可欠な出発点であるという二重の意味を有していたからでもある。

大統領と政府が示した大筋の方針に従い、主な 4 つの政策軸が示され、これがコーヒー・カカオ産業改革の効率性と持続性の向上を後押しする契機となった。

4つの政策軸とは以下のとおりである。

✓□ **資金管理における公正なガバナンスと透明性の強化**

✓□ **生産体制の再構築と生産性向上による持続的コーヒー・カカオ経済の開発**

✓□ **保証価格の実施ならびに国内外の商業化の改善努力を通じた生産者への所得確保**

✓□ **強力な業界間交流の推進**

#### **1.2.1.1 コーヒー・カカオ産業の資金管理における公正なガバナンスと透明性の強化**

資金管理におけるガバナンスと透明性という問題は、先の改革の際に設置されたコーヒー・カカオ産業の関連機関における機能不全の主な原因の一部であった。

そうした経緯から、新たな改革では、適切な管理に関する明確なルールの策定とともに、公正なガバナンスに必要な措置（定期的な監査の実施、国の所轄機関による監督、幹部の雇用ならびに解雇方針、手続きマニュアルなど）が定められた。行政による規制の役割（規則の制定へ、監督および処分）と運営管理上の役割（国内外の商業化、情報システムの運用など）の明確な分離は、こうしたガバナンス上のリスク緩和に役立つはずである。また、各種税金の徴収は、国庫を管理する経済財政省の管轄となる。

#### **1.2.1.2 コーヒー・カカオ産業の持続性と今後予想される課題への対応**

コーヒー・カカオ産業の持続性という問題は、改革にとっての根本的な懸念材料である。生産手段を保全するための行動を起こし、コーヒー・カカオ生産の持続的発展を促すことで、市場への安定供給を確保することが重要である。国にはその運営に必要な予算、業界関係者には公正な報酬の保証につながるものだからである。生産者に関しては、いかに若い世代の関心を引きつけ、カカオ生産者あるいはコーヒー生産者という職業が魅力的で、持続的に雇用を生み出すことができるかという点に、特に注意が払われている。

別な言い方をすれば、労働条件の近代化（重労働の削減、生産者の福利厚生  
の促進）と魅力的な収入の保証が重要だということである。

生産性の持続的向上は、研究・開発の担い手とコーヒー・カカオ評議会のシナジー  
効果に掛かっている。そのために、コーヒー・カカオ産業に対する政府方針、特に、  
2QC プログラムの実施に合わせて、管理機関および開発の実践を担う研究・技術指導  
機関の間で計画契約（contrats-plans）が締結される。

また一方、今後の主要課題に対するコーヒー・カカオ業界の対応能力を強化するた  
めに、戦略的洞察（英：Strategic foresight）の仕組みが整えられ、そのための専属部  
署が設けられている。

### 1.2.1.3 生産者の収入確保と所得向上

生産者がバリューチェーンの中で常に最も弱い存在であっただけに、この問題は改  
革の中心的課題である。多少なりとも固定的な商業化コストを差引くと、生産者の収  
入は、補助金が支払われない場合、国際商品価格のごくわずかな部分にすぎない。生  
産者にとってのこうした不安は、投資や生産手段の持続性にとって大きなリスクであ  
る。

国家は、その絶対的役割において、コーヒー・カカオ産業関係者全体を支援するだ  
けでなく、最も弱い立場に置かれているが、それなしではコーヒー・カカオ産業の永  
続性が成り立たない生産者をそれ以上に支援する義務を有している。現在の改革の中  
で、国内外の商業化システムに関して定められた仕組みでは、価格の安定化と生産者  
の所得確保が可能となる。

#### **1.2.1.4 強力な業界間交流の推進**

最終的に、業界間組織がコーヒー・カカオ産業の管理に参加する仕組みが整えられている。こうした仕組みの目的は、業界の活動に影響する決定への当事者の参加を促すことにある。このような業界横断的取り組みは、実績と信用を伴う生産者団体を基盤として推進されている。

### **1.2.2 改革の戦略軸**

#### **1.2.2.1 持続的生産とコーヒー・カカオ経済**

コーヒー・カカオ業界が直面しなくてはならない持続性という問題に対応するため、改革では、2QCプログラム（programme 2QC）にすでに記されている生産性および品質の向上と、胎児および幼児死亡率報告（FIMR）の枠組みの中で取り組まれている農村部でのインフラ機能の強化が唱えられている。これらの取り組みは以下の分野で実行されている。

- 研究活動、特に品種改良およびカカオスウォーレンシュートウイルス（cocoa swollen shoot virus）病（CSSVD）対策の研究
- 技術移転および生産者への各種サポートによる農業コンサルティング
- 国の研究機関（CNRA）および普及機関（ANADER）の強化
- 認証。すべての現地認証取り組みの協力体制強化

#### **1.2.2.2 生産**

農業技術の未成熟、病気や害虫などによる寄生虫被害の増加、果樹の高齢化は生産および生産性に対する主な支障となっている。

カカオの品質は通常物理化学的基準に基づいているが、商品における化学汚染の問題により、衛生上の品質が常に問題視されるようになっている。

コートジボワールにとっての課題として、次のことが挙げられる。

- ✓□その他の永続的栽培作物（パラゴム、ヤシ）と共に競争にさらされている  
コーヒー・カカオ生産の維持および最適化を図る
- ✓□国際競争の中でのカカオ生産世界首位のポジションを維持する
- ✓□品質に関して、ますます高まりを見せる消費者の要求に応える
- ✓□官民連携（PPP）のもと、持続的コーヒー・カカオ経済の推進を図るために、  
技術分野（普及活動、研究など）、金融分野のリソースと知見を活用する

### 1.2.2.3 持続的コーヒー・カカオ経済

持続的なカカオ経済は次の3つの方面から推進される。

- ✓□経済面
- ✓□社会面（児童就労など社会倫理問題に関して）
- ✓□環境面

### 1.2.2.4 国内での商業化

国内での商業化に伴う整備においては、特に大きな変化は見られないが、生産者への最低保証価格を確保するために、仕組みのなかで脆弱な部分に対して解決策を打ち出すことが大切となった。そのための具体的方法として、次のことが挙げられる。

- 国際市場における価格変動が生産者にもたらす影響を緩和する
- 商品の品質低下を防ぐ
- 生産者が遠隔地に居住していることや買付け場所へのアクセスが困難であることから生じる、一部業者の買い叩きを取締まる
- 不正行為および密輸行為の取締まり
- 生産者協同組合の競争力およびパフォーマンスの向上

### 1.2.2.5 国外商業化

コートジボワールの国内事情を背景として実施された自由化の長年の経験から得られたのは以下のような認識であった。生産品の市場出荷を後押しする枠組みが存在しなければ、予定されていた生産者買付け価格を維持することは不可能である。生産者が、生産品の貯蔵手段を持たない場合、収穫後作業直後に作物の売却を強いられるためである。国内商業化は自由であるため、コーヒー・カカオ産業の関係者はそれぞれ生産地から加工場所まで自力で商品の出荷を行うことになる。

そこで重要となったのが、市場の上昇局面を利用できる中期先物取引システムの実施である。改革の一環として導入された先物契約は、一定数の業界関係者の協力の上に成り立つもので、それには主要原則の順守が不可欠となる。これは、コーヒー・カカオ産業の関係者全体による協力体制と実施方法の実証を経て、作り上げられた仕組みである。

## 1.3 法令

### 1.3.1 コーヒー・カカオ産業の活動を規制する法令

- コーヒー・カカオの商業化およびコーヒー・カカオ産業に関する規制を定めた **2011年12月28日**の条例第 **2011-481** 号
- コーヒーおよびカカオの商業化の方式を定めた **2012年10月17日**の政令第 **2012-1008** 号
- コートジボワールにおける価格規制に関する **1960年9月2日**の法律第 **60-273** 号
- 農産物の不正輸出取締りに関する **1994年9月6日**の法律第 **94-497** 号

### 1.3.2 共同省令 (arrêtés interministériels)

共同省令により、政府当局はカカオ・コーヒー産業における重要な決定を下すことができる。

## 第2章 コーヒーおよびカカオの国内外における商業化のメカニズム

### 2.1 国内外での商業化のメカニズム

#### 2.1.1 問題点

自由化を経た商業化システムは国際市場の価格変動に左右されることになった。生産者価格に対する国際価格変動の影響により、生産者には最低価格が保証されることはなく、しかも、商品の買付け人が固定された指標価格を常に守る保証もなかった。

生産者は、商品価格のうちのわずかな額しか受け取ることができなかったため、商業化チェーンの中で最も立場の弱い環（構成要素）であるように思われた。そのため、新しいシステムの下では、国際商品価格の変動に対して生産者の収入を保証するだけでなく、業者からの生産者保護の仕組みを設ける必要があった。

#### 2.1.2 国内外商業化メカニズムの原則および働き

市場の上昇局面を利用することができる中期先物取引（vente anticipée à la moyenne）システムが重要である。改革の一環として導入された先物取引契約制度は一部のコーヒー・カカオ業界関係者によって利用されるが、その際には、先物取引の主要原則の遵守が求められる。

#### 2.1.3 商業化メカニズムの担い手

商業化メカニズムの担い手は主として、次に挙げるオペレーターから構成される。

1. コーヒー・カカオ評議会
2. 国外オペレーター
3. 現地オペレーター

なお、メカニズムへの参加を許可されたオペレーターは事前に認可を受けなくてはならない。

## **2.1.4 コーヒー・カカオ評議会**

### **2.1.4.1 制度的枠組み**

コーヒー・カカオ産業の管理ならびに規制は、国により特殊公共機関としての形を有する単一の機関に委ねられている。この機関は、コーヒー・カカオ産業の運営と規制に関するあらゆる活動の管理をその役割とする。

同機関は、コーヒー・カカオ産業調整安定化開発評議会（**Conseil de Régulation, de Stabilisation et de Développement de la Filière Café-Cacao**）（略称コーヒー・カカオ評議会 [Conseil du café cacao] ）と呼ばれており、国および業界間組織からなる理事会（**conseil d'administration**）によって運営されている。

コーヒー・カカオ評議会は、それぞれ技術面では農業省、金融面では経済財政省の管轄下に置かれている。

### **2.1.4.2 コーヒー・カカオ評議会の使命と権限**

コーヒー・カカオ評議会の役割はコーヒー・カカオ産業に関わるすべての活動の管理である。

コーヒー・カカオ業界が果たしている二つの主な役割を元に、同機関の使命が定められている。

- 持続的なコーヒーおよびカカオ栽培の促進を目的とした生産（第一の役割）
- 商品の公正な取引と生産者に対する適正賃金の保証を目的としたコーヒーおよびカカオの商業化（第二の役割）

コーヒー・カカオ評議会は具体的に次のような役割を担っている。

✓□特に、研究活動、広報活動、農業コンサルティングの分野で、支援・開発機関ならびにコーヒー・カカオ産業のパートナーとの間で締結された取決めが遵守されているかどうかを監視する

✓□コーヒー・カカオ産業のパフォーマンスの向上に必要な措置に関して、提言を行う

✓□生産性向上に必要なあらゆる措置を研究・実施する

✓□解決すべき、あるいは、チャレンジすべき課題を先見的に把握することを目的とした、コーヒー・カカオ産業の戦略的洞察を実施する

✓□民間オペレーターへの業務委託において（請負内容に関しての）仕様書とおりに業務が正しく遂行されているか確認を行う

✓□オペレーターの認可プロセスが適切であったかどうかの検査を行う

✓□商業化のすべての段階において、業界がルールおよび手続きを遵守しているかどうか確認する

✓□違反者に対する罰則の適用状況を監視する

✓□オペレーターとコーヒー・カカオ評議会との間のコーヒー・カカオ産業の係争に関して調停を行う

✓□収穫予想の実施

✓□現物の商品在庫状況を把握する

✓□国内外での統計の実施ならびに発表

✓□コーヒー・カカオ業界のオペレーターに対する認可の決定

✓□生産者価格の決定およびその適用の遵守状況の監視

✓□国内商業化の整備ならびに監督

✓□生産者価格の安定化メカニズムの運用

✓□取引のための電子入札システムの管理

✓□生産者への買付け保証価格と輸出向けの売渡し価格の差額に対する補償の仕組みを運営する

- ✓□農産物の品質および包装状態の検査を行うとともに、その向上を図る
- ✓□包装および輸出に関連するオペレーションを追跡的に監視する
- ✓□農産物の加工製品化を推し進め、国内外市場においてその流通を促す
- ✓□貿易活動プログラムの策定ならびに実施
- ✓□国内、周辺地域および世界におけるコーヒー・カカオ消費のプロモーションを実施する

- ✓□国際市場での Label Ivoire (アイボリー・ラベル) のブランド認知度向上を図る
- ✓□コーヒー・カカオ産業の会計および積立基金の管理
- ✓□農村部の開発に対するコーヒー・カカオ産業の貢献を後押しする
- ✓□農産物の商業化に関する国際協定の適用をサポートする
- ✓□国際協力および国際協定の枠組みにおいて、国に関わるあらゆる事柄に関して、国の代理を務める

- ✓□国際機関への国の資本参加を支援する
- ✓□その他同機関の使命に属するあらゆる活動を行う

#### 2.1.4.3 コーヒー・カカオ評議会の組織図

先に示したコーヒー・カカオ産業の二つの役割に対応する形で、コーヒー・カカオ評議会の組織も以下のような部局から構成されている。

- 理事会
- 総局 (Direction générale)
- 二つの副総局 (Directions générales adjointes)
  - 生産および持続的カカオ経済担当 (第一の役割に対応する)
  - 商取引担当 (第二の役割に対応する)

#### **2.1.4.4 国外あるいは国際オペレーター**

コートジボワール領内に所在地を持たないオペレーターを指す。これらの企業は、コートジボワールの国内法の下に置かれておらず、コートジボワールの商業記録簿にも記載されていない。これらは、

- 加工業者または工場所有者
- コーヒーおよびカカオの仲買人

である。

商業化メカニズムへの参加が認められている国外オペレーターは、世界的にも大規模なコーヒー・カカオ加工業者ないしは工場所有者、仲買人あるいはその他投機市場のオペレーターである。

取引の仕組みへの参加を望む全ての国外オペレーターは、所定の基準に従い認可を受けなくてはならない。国際オペレーターの認可要件は付録 1 に記載されている。

#### **2.1.5 現地オペレーター**

現地オペレーターとは、コートジボワール領内に所在地を有し、コートジボワールの商業登録簿上に記載されたオペレーターを指す。

それは主に次のようなものから構成される。

- 現地の大規模輸出業者
- 現地の中小輸出業者（PMEX と略される）
- 生産者協同組合輸出業者（COOPEX と略される）
- 現地の工場および加工業者

現地のオペレーターは認可を受けるほか、各収穫シーズンの初めに銀行保証を差入れなくてはならない。

#### **2.1.6 商業化システムの基本原理**

取引に際しては、先物契約あるいは先売契約が 24 カ月までの期日で行われるが、いずれの場合にせよ、取引は通常証券市場で用いられている条件に従う。

市場での取引をもって、オペレーターには輸出の権利が与えられる。また、市場取引はオークション形式で行われる。

先物契約の一般原則は次のとおりである。

- この仕組みでは、原則的に次回収穫期の収穫量予想に基づいて売買が行われる。
- 売れ残りの在庫は収穫シーズン内に売却される（これには、スポット取引が用いられる）。
- コーヒー・カカオ評議会は国内オペレーターと国際オペレーターの両方に輸出権を与えるが、国内オペレーターと国際オペレーターの間でのコーヒーおよびカカオの輸出権の割当率は、国際オペレーターは最大でも 20%と定められている。
- 現地の工場および加工業者は、カカオ豆輸出業者と同等の条件で入札に参加する。
- カカオ契約は英ポンド建て、コーヒー契約は米ドル建てとなっている。
- ロンドンの先物市場で集められたカカオ価格には、(コートジボワールの) 国内増分コスト (différentiel d'origine) の修正が加えられる。CAF 価格の計算に用いられるこの国内増分コストは、国際市場のデータを考慮に入れた上で、コーヒー・カカオ評議会が定期的に決定する。
- 為替レートに関するデータは金融情報配信会社から集められる。
- CFA フラン建てのすべての契約は、ユーロに換算された上で確定される。ユーロと CFA フランの交換レートに変動が生じる場合には、CFA フランの額が再修正される。
- 商業化システムが為替変動リスクにさらされないよう、10 時～10 時 30 分および 13 時 30 分～14 時までの間の為替レートで両替が行われる。
- システムの信頼性と堅牢性を保証するために、すべての売渡し契約には、契約額の 2.5% の保証金および対価契約 (担保付き契約) が義務付けられる。対価に関しては、ファックス、郵便あるいは E メールなど、それぞれに見合っ

た方法で返還を求めることができる。オペレーターのデフォルトリスク（不履行リスク）が存在する場合には、追加保証金の差入れを求められることがある。

- それぞれの現地オペレーターは、6営業日以内に売渡しに対する保証金の差入れおよび対価の払込みを行わなくてはならない。この対価の額は売渡しCAF価格の5%以下を限度に受理される。またその際には、「確定（済み）額」もしくは「確定予定額」と記載する。
- 国際オペレーターには、6営業日以内に売渡し契約額の2.5%に相当する売渡し保証金の差入れが求められる。契約を与えられた現地の積み込み業者（輸出業者）には、追加保証金の差入れは免除される。
- 現地の積み込み業者には、対価の支払いの必要はなく、国際オペレーターとコーヒー・カカオ評議会の間で結ばれた契約がその代わりとなる
- PMEX および COOPEX に該当するオペレーターは、売渡しのみに関して、契約額の1%に相当する契約履行保証金（*caution de bonne fin d'exécution*）と売渡しCAF価格の最低95%に相当する対価の支払いを行う。なお、売渡し契約ならびに対価契約の提出は、最大6営業日以内に実行されなくてはならない。また、保証金の差入れは、その契約の対象となる収穫シーズンの開始より遅くとも1カ月前に行われる。
- 契約に規定される額の決済は対価によってのみ行われる
- 参照価格は取引セッションごとにコーヒー・カカオ評議会によって決定される。取引セッションは市場に出荷された商品の契約のみを対象にして開かれる。すべての入札額は最低でもこの参照価格と同額でなくてはならない。
- 売渡しトン数のそれぞれの上限は、1期間、1オペレーターあたりの最大買付け量を超えてはならない。こうした規定には、契約以上に現物を保有するオペレーターが、現物を用いて投機を行うことを防ぐ目的がある。1オペレーターあたりの最大買付け量は、10月～12月期で7万トン、1月～3月期で4万トンと定められており、本収穫シーズンを通じての総トン数は11万トンと

なる。しかしながら、買付け量が10月～12月期の上限の7万トンに達していないオペレーターは、全体としての11万トンの上限を超えない範囲で、1月～3月期の4万トンの上限を超過して、買付けを行うことが許可される。

- カカオの最低入札単位は25トンであり、それ以上は25トン単位で取引される。
- コーヒーの最低入札単位は5トンで、それ以上は1トン単位で取引される
- すべての入札者との交渉の後に、在庫が余る場合には、売却は次回取引セッションに持ち越される。
- 各収穫シーズンの開始以前に、中値が決定される。
- 生産地買付け価格(prix bord champ)は、増分コストの修正を経て算出される。
- 価格安定化を支援する目的から、積立基金が設けられている。2012年1月から同年9月までの間に、登録税の名目で徴収された金額が、同基金の原資として拠出されている。

### 2.1.7 オークション形式での取引について

オークション形式での取引では、最高入札額に対して、認可オペレーターへの現物の輸出権が売却される。価格の釣り上げを防ぐ目的から、このオークションの仕組みには、「高値制限」の考え方が取り入れられている。

上限額は、市場分析の後、各取引セッションにおいて取引される期間ごとにコーヒー・カカオ評議会が定めるが、その具体的な額は公表されない。

上限額と参照価格の差額は、したがって、取引セッション毎、期間毎の固定値となる。

上限額の決定には、コートジボワールにおける国内増分コストなどのいくつかの要因が考慮されるが、いずれにしても、その価格水準の決定はコーヒー・カカオ評議会の裁量に委ねられる。

### 2.1.8 オークションの方法

入札は、入札参加者とのやりとりを制御する自動化システム（電子入札システム）を介して行われる。

オークションは、それぞれ 10 時 30 分と 14 時から、1 日に 2 回開催される。必要な場合には、2 回以上オークションが開催されることもある。オークションの追加開催は、オペレーターに対して 1 週間前に通知されることになっている。

参加者は取引開始後 30 分以内に入札を行う。入札では、取引される期間ごとに価格と買付けトン数を提示する。各々の入札者は、1 期間当たり 1 入札しか行えない。

30 分の入札時間が経つと、オークションは自動的に打ち切られ、それ以降の入札は受け付けられない。

その後、落札ルールが入札者に対して適用される。落札プロセスの執行は 15 分間である。

落札ルールの適用後、入札参加者は 45 分間の間に落札内容の確認を行う。

買付けトン数に関するエラーの修正は、入札取引時間内に行うことができるが、30 分間の入札時間が経過した後では、いかなる修正も受け付けられない。

一方、売却は以下のような原則に従って行われる。

- 市場への出荷量の決定。各取引セッションで売却される出荷量は、オークション開始以前の段階で決定されるが、その具体的数量は入札参加者には通知されない。売却されるトン数はコーヒー・カカオ評議会が決定する。
- 取引方針に基づく参照価格の発表に関しては、それぞれのオークション開始時に、最低参照価格（prix minima）が、該当する収穫シーズン、積み出し期間、商品の種類、品質、輸出先ごとに公表される。これらの最低価格は、午前中の最初の取引セッションに関しては、次のルールにしたがって決定される。

$(\text{国内増分コストを差引いた前日の終値} + \text{国内増分コストを差引いた当日の始値}) \div 2$

14 時からの取引セッションに関しては、12 時と 13 時 30 分のロンドン市場での価格がそれぞれ以上の形式に従い、終値、始値として用いられる。

### **2.1.9 落札ルール**

1 輸出業者、1 取引セッションあたりのトン数上限の範囲で、買付け量が最高額入札者に落札される。オペレーターは買付けを希望するトン数と入札額を申し出る。

1 取引セッション内で取引される積み出し期間ごとに高値制限の枠内で提示された価格に対し、1 輸出業者あたりの買付け制限トン数の範囲で、入札価格の高いものから低いものの順に買付けトン数が割り当てられるが、その配分は以下のようなルールに基づいて行われる。

- 1 積み出し期間あたりの市場取引量の最大 50%は、最高額入札者に割り当てられる
- 残る市場取引量の最大 50%は、2 番目に高い入札額を提示した入札者に割り当てられる
- さらにその残りは、3 番目と 4 番目に高い入札額を提示した入札者の間で均等に割りふられる

落札順位は入札額に基づいて決定されるが、入札額が同じ場合には、入札受付時間が第二の落札基準となる。

国内オペレーターと国際オペレーターとの売渡し量の割り当てとの整合性を保つために、コーヒー・カカオ評議会はオペレーターの区分（国内および国外）ごとに、追加入札を開催することがある。

### **2.1.10 国際オペレーターに対する、取引、売買割り当ておよび執行方法**

国際オペレーターとの取引は、現地オペレーターと同じ条件の下で、電子入札システムを用いたオークション形式で行う。

取引契約は、コーヒー・カカオ評議会と電子入札システム上での取引を申し出た国際オペレーターとの間で結ばれる。

こうした契約の履行に関して、コーヒー・カカオ評議会は現地の輸出業者（積み出し業者）を指定し、この業者は売約確認書を発行した上で、売り渡されたトン数の輸出を契約とおりに履行する。

この積み出し業者については、追加保証金と対価契約が免除される。国際オペレーターが結んだ当初の取引契約がその対価とみなされるためである。

国際オペレーターとの契約が現地オペレーターに付託される場合には、特に次の点が考慮される。

□国内オペレーターの支払い能力

□量的質的に契約条件を遵守しつつ、現物を取扱う能力

輸出業者に委託される部分に関しては、買付け上限およびオークションでの取引量は、その輸出業者の取扱量に含まれる。

#### **2.1.11 払戻金および補助金の相殺あるいはその計算方法**

国外での商業化メカニズムの中では、収穫シーズンの初めに参照 CAF 価格が決定される。これは、先売契約（先物取引）および収穫シーズン中の取引（スポット取引）の加重平均価格に相当する。

参照 CAF 価格の内訳は以下のとおりである。

- 生産者価格
- 税および税外課徴金
- 中間コスト

こうしたすべてのコストは、仕組みとして参照 CAF 価格の中に前もって含まれている。電子入札システム上で、オペレーターが売買を行う場合、システム上での契約価格（売渡し価格）と参照 CAF 価格との比較が行われるが、この場合次の三つのケースが考えられる。

- 売渡し価格と参照 CAF 価格は同額の場合、（輸出業者による）払戻しも（コーヒー・カカオ評議会による）補助金の支払いも生じない

- 売渡し価格が参照 CAF 価格を上回る場合、二つの価格の差額は払戻金の額に相当し、輸出業者からコーヒー・カカオ評議会に対してこの額が支払われる
- 売渡し価格が参照 CAF 価格を下回る場合、二つの価格の差額は補助金の支払い額に相当し、コーヒー・カカオ評議会から輸出業者に対してこの額が支払われる

契約が先延ばしまたは前倒しになる場合は、罰則として払戻金の修正が課される。修正額は、契約価格とその売買からの先送り期間中（ただし、その間市場が開いている場合）の最高売渡し価格との比較で決定される。逆に、その延期期間に市場が開かれていない場合には、価格に変更は生じない。

#### **2.1.12 積立基金**

積立基金の創設は、価格安定化メカニズムへのリスクから商業化システムを守ることを目的としている。

価格変動リスクならびに一部オペレーターのデフォルトリスクの評価に基づき、同基金の規模は 700 億 CFA フランである。

2011 年～2012 年の収穫シーズン中、登録税を移転させることにより、同基金は創設されている。基金の規模および同基金がカバーするリスクへの評価が実行され、その規模の拡大が必要か否かの判断がなされることとなっている。

一方、各収穫シーズン末での価格安定化制度の収支が黒字に終わる場合には、積立基金の強化につながることになる。

同基金は西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）内に設けられたエスクロー勘定に置かれ、その活用は理事会での審議の後、所轄省庁の事前承認を受けなくてはならない。

原則として、価格安定化システムの収支が赤字に終わる場合には、すなわち、輸出業者による払戻金の総額が申請された補助金の総額に満たない場合、収穫シーズンの終了時点でのみ基金の使用が許されている。

現在の積立基金の規模は 400 億 CFA フランである。

一方、補助金や払戻しには時間的な偏りがあるため、早い時期に履行された契約から払戻し以上に補助金の支払いが発生してくるような場合には、やむを得ず、収穫シーズン中に基金を取り崩すことがある。

### 2.1.13 輸出および契約履行に関する手続き

輸出手続きを以下に概説する。

- 品質管理業務の委託業者が積み出し時に品質検査を行い、点検状（BV）を発行する。
- 契約の履行には、輸出業者コード、取引番号ならびにその他契約に関するすべての情報を記載した売約確認書（confirmations de vente : CV）が必要となる。
- 売約確認書（CV）は輸出業者による照会の後、コーヒー・カカオ評議会に送られる。照合確認が終わった段階で、CV へのコーヒー・カカオ評議会の署名が、契約の実在性への証明の役割を果たすため、これにより、契約の履行が可能となる。
- 一件の契約の中に複数の積み出し計画（plan d'embarquement）が含まれているケースが考えられるが、このような場合には、一件の CV は、破棄・更新手続きを経て複数の CV に分割される。
- クライアントの積み出し計画を受領した後、輸出業者はコーヒー・カカオ評議会に対して、出航書類（FO1）と呼ばれる輸出許可申請書を送る。FO1 には、CV と同様の情報が記載されている。なお、この FO1 には、実際の輸出に付随した各種税金ならびに負担金の支払い用小切手を添付する。

- FO1 と CV の照合確認作業が行われる。記載情報が一致しない場合には、規則に則り、FO1 は受理されない。
- FO1 にコーヒー・カカオ評議会の証印が押された時点で、輸出業者は輸出品の準備を行い、実際の輸出手続きに着手する。

輸出は輸出品の実重量 (poids réels) に基づくが、(現実の) 輸出手続きは、実重量もしくは理論重量 (poids théoriques) に基づいて行われる場合がある。また、加工品に関しては、カカオ豆に相当する重量に基づき税が課される仕組みになっている。

## 2.2 コートジボワール国内の商業化メカニズム

### 2.2.1 問題点

自由化後の商業化システムには、以下のような特色が見られた。

生産者の所得は市場価格の変動に大きく左右されていた

生産者買付け価格は大規模輸出業者の影響を受けていた

生産者協同組合 (coopératives) は、加工業者や仲買業者と比較しても、競争力の面で買付けには不利であった

コーヒー・カカオ産業の上流における品質の低下

買付け地への交通アクセスが不備であったため、遠隔地の作物は低価格にさらされていた

(商品が契約条件と異なることによる) 減価引渡しの発生率が高かった

不正行為ならびに密輸

### 2.2.2 コートジボワール国内の商業化メカニズムの原則ならびにその働き

新たな体制の見直しでは、国内商業化の全体的枠組みの改良を目指している。有名な生産地域に対応して買付けゾーンが設けられたことは、こうしたシステム再編を象徴する動きであった。

### 2.2.3 国内商業化の担い手

コーヒーおよびカカオの国内商業化には、以下に掲げる者が関与している。

- ✓ 個人生産者
- ✓ 生産者協同組合
- ✓ 買付け業者/仲買商人 (traitants)
- ✓ 認可輸出業者

認可輸出業者は以下の3つのカテゴリーに区分される

- 仲買業者および加工業者/工場
- PMEX 中小輸出業者
- COOPEX 協同組合輸出業者

- ✓ 銀行およびその他金融機関
- ✓ 保険会社
- ✓ 国
- ✓ その他
- ✓ 運輸業者
- ✓ (取扱実績およびサービスの質において) 認可を受けた委託業者

輸出業者およびその買付け人は各収穫シーズンの初めに認可を受ける。

地方認可委員会 (Comités locaux d'agrément) の推薦に基づき、買付け人および現地仲買人 (pisteurs) はコーヒー・カカオ評議会からの認可を受ける。

オペレーターの認可条件として、毎年の業務内容の点検が行われる。工場への商品の配送に関する点検・確認作業のために、それぞれの生産者協同組合および買付け人は、身分確認を行い、配送コードを取得しなければならない。

### 2.2.4 品質の向上

カカオの品質は通常、表面のザラつき、カビの発生率、青灰色化した豆の率、傷およびその他の欠陥の数など、物理化学的基準に準拠している。しかし最近では、商品の化学物質汚染に関する衛生品質も考慮されるようになってきている。さらに、こ

こ 10 年来、品質の概念が社会的基準（児童就労、労働における健康と安全、資源の適切な配分など）や環境的基準（環境や天然資源保護、プランテーションへの植林など）へと拡がりを見せている。改革以前の品質低下の原因は無数に存在し、かつ複雑である。商業化チェーンに関わるすべての人間は、品質低下という問題において一定の役割を負っている。

生産物の品質は何よりもまずプランテーション内での生産、収穫および収穫後処理作業の直接的結果である。それはまた、主な業界の担い手（現地仲買人、仲買商人、工場、輸出業者、輸送業者など）による流通プロセスでの商品の取扱いという問題にも関係する。それなりの品質を得るために、高品質のカカオ豆と低品質のカカオ豆を混ぜるといことが行われている。また、買付け人には質よりも量を優先する傾向が見られる。

コーヒー・カカオ産業上流での品質向上を目指して、すべての現場関係者に向けて、情報提供、啓蒙、教育プログラムが実施された。

生産者に対しては、生産、収穫および収穫後処理の技術（発酵、乾燥、選別など）を中心に、生産者向けの教育プログラムの徹底が図られている。

仲買人（traitants/pisteurs）および生産者協同組合に対しては、品質管理技術に関する教育（湿度、欠陥および異物混入の数、カビが発生した豆の率、青灰色化した豆の率、包装など）を行っている。品質低下の原因となる不適切管理や品質に関する規定の厳密な遵守の下で取引を行うことの必要性に特に重点を置きつつ、教育活動が実施されている。

輸出業者に対しては、現地の輸出業者の代表が上記と同内容の教育活動の対象となっている。

このような教育活動は、常時実施されている啓蒙および情報提供活動のサポートを受けている。こうした点から、特に次のような活動の再編が加えられている。

- 国との計画契約（contrat-plan）に基づき、研究開発、技術指導、農業コンサルティングの分野で、コーヒー・カカオ産業の関係者が十分に自らの知見を

活用できるよう、ANADER および CNRA の役割が、時代の実情に合った形で強化・再編されている。

- コーヒー・カカオ評議会の州代表機関に技術的手段を付与し、現地の業界関係者への啓蒙、情報提供活動への参加と、買付け人および生産者協同組合が集荷した農産物の品質に関して、抜き打ち検査を行えるようにした。
- 生産者、買付け人、現地仲買人（pisteurs）ならびに生産者協同組合、現地の輸出業者代表に対する県商業化モニタリング委員会（CDS）および農業省州局の役割を強化する。同じく、同機関が、港湾エリアに運ばれる農産物の買付け価格と品質が正しく遵守されているかどうかの監視を行う。

### **2.2.5 最低保証買付け価格の決定**

生産者に対する最低保証価格の決定は、全生産地域を通じ、収穫シーズン中に2度実施される。本収穫シーズンの始めに1回、中間収穫シーズンに1回、それぞれ価格の決定が実施され、市場の動向に対応する。

コーヒーに関しては、保証価格は通年にわたって適用される。

保証価格は最低でも CAF 価格の 60% とし、世界市場の商品価格の水準にかかわらず、その 50% を下回ってはならない。

上記の水準の価格を生産者に提供することが困難である場合には、各業者が協力の上で、収穫シーズン開幕までに適切な解決策を模索する。

### **2.2.6 運送調整（péréquation transport）**

運送調整とは、買付け地域と輸出港の距離を考慮して、公正な運送費用の配分を図るための仕組みである。

運送調整は、いくつかの要素（道路の状態、距離、関係業者のマージンなど）を勘案したコスト一覧表（barème des coûts）に基づく。この仕組みは各輸出業者に対して適用される。

運送調整のコストはあらかじめコスト一覧表の中に含まれている。また、一覧表における具体的な数値は、以下に基づいて実施された適切な調査を通じて得られた数値である。

- 各買付け地と港の距離の評価
- トンキロ表示での数値あるいは標準コストの決定

トラック、パレット、包装を含んだ総（グロス）トンキロ数と品物の実重量のみを含んだ正味（ネット）トンキロ数を区分する。また、トンキロ表示での標準手数料は距離および使用した道路の状態に応じて変化する場合がある。これによって、買付け地域ごとのトンキロ数が決定される。

### **2.2.7 増分コスト（différentiels）あるいは保証コスト一覧表の決定**

運営の透明性確保を基盤とするコーヒー・カカオ産業改革には、各商業化プロセスにおける中間コストの公正な評価が不可欠である。

コスト一覧表あるいは増分コストという考え方をを用いることで、生産地から積出港にまで広がる様々なサービスや仲介業者のコストおよび報酬を評価する一方で、生産者に対しては、固定価格の支払いを保証することが可能となる。

自由化の特色は多種多様なコストが存在する点であり、各オペレーターは（メカニズム全体に統合されているが否かを問わず）組織の性格に応じて、それぞれに固有のコストを有している。新たな改革上のニーズに合わせて、全てのオペレーターに適用可能な平均的増分コストを定めることが重要となろう。

上記のような増分コストはコーヒーおよびカカオの商業化チェーン全体をカバーする必要があるが、概略的に言って、商業化チェーンには、主に次の5つの段階が組み込まれている。

1. 現地での作物集荷（現地集荷センターでの[袋に入らない状態の]直接計量価格）
2. 包装工場への商品の輸送（工場搬入コスト）
3. 加工および保管（保管場所コスト）

4. 商品の取扱いおよび輸出準備作業（FOB 価格）
5. 商品発送（CAF 価格[CFA フラン/Kg]）

集荷場所からアビジャンあるいはサンペドロの積み出し港までの距離を問わず、商品発送料の均衡化を図るために、中間コスト一覧表には運送コストが含まれている。なお、コーヒーおよびカカオに関係する増分コストの概要は別添 2 に記載した。

増分コストの決定は、オペレーターとの協力の上、コーヒー・カカオ評議会と輸出業者の代表から構成される同数委員会（comité paritaire）を通じて、収穫シーズン前に行われる。

### **2.2.8 適用価格および生産地での商品管理に対する検査**

保証価格が守られているかどうかの確認を行うために、生産地域において、買付け人、生産者協同組合および生産者に対して買付け価格の検査を実施する。この検査はコーヒー・カカオ評議会の移動班によって行われる。

コーヒー・カカオ評議会の州代表は、すでに実証を済ませた技術上のプロトコルに従い、集荷された作物の買付け価格ならびに品質に関して定期的に検査を実施する。また、現地で許可されていない価格または数量に対して、あるいは、その両方に対して、減価引渡しがなかったかどうかの確認作業まで、検査内容が拡大される見通しである。各地の ANADER の職員および県商業化モニタリング委員会（CDS）は、緊密な連携の下でこうした検査に協力する。

検査は売買記録および買付け受領書に基づいて行われる。

品質検査は、生産地域全域にわたり、オペレーターの倉庫に対してコーヒー・カカオ評議会が実施する。

市場情報システムの運用により、品質および買付け価格に関する適切な情報を現地関係者に伝えることが可能となる。

## 2.2.9 検査・点検書類

生産地での取引における検査および点検のための必要書類として以下のものが挙げられる。

- 現地での未加工カカオ買付け記録（Registre d'achats brousse）  
買付け人が保有する書類で、過去の全ての買付けが記載されている。
- 州内オペレーター間の売買記録  
買付け人が保有する書類で、買付け人同士の間あるいは買付け人と生産者協同組合の間で行われた過去すべての売買が記録されている。
- 領収書（Carnet de reçus）  
領収書の控えであり、カカオまたはコーヒーの買付けの際には必ず、買付け人が生産者協同組合あるいは個人生産者に対して発行する。
- 船荷輸送契約（Connaissance）  
この書類は、A 地点から B 地点（出荷地から包装工場あるいは港湾倉庫）に輸送される品物に添付され、出荷元に関する情報（一次保管倉庫の所在地）、倉庫管理者氏名、重量（数量） および出荷地ごとの袋数、品質、商品の所有者、運送業者および車両の特色、配送日、出荷先などが記載されている。
- 計量チケット（Ticket de pesée）  
工場入荷時での総重量、正味重量、袋数およびオペレーターの身元を証明する書類である。計量器具に関しても、専属部署により定期的な点検・検査が行われる。
- 品質分析表（fiche d'analyse qualité）  
商品分析を実施した後、品質管理委託業者によって発行される書類で、商品の物理的品質を証明するものである。
- 領収明細書（bordereau de réception）  
商品の受取りの後に、輸出業者が発行する書類で、取引の完了に必要なあらゆる情報が記載されている。

上記の書類は、明確な手続きによって標準化され、管理されているため、その安全性は保証されている。商業化のニーズおよび発展に応じて、こうした書類に対しては、さらなる標準化と安全性確保を目的とした改定が今後加えられる可能性がある。

産地での取引に対する検査の一環として、オペレーター向けの教育、啓蒙および普及活動がコーヒー・カカオ評議会の地方代表機関の職員によって実施されている。

### **2.2.10 買付け上限の設定**

買付け上限の設定は、優越的地位の乱用を取締り、認可を受けたオペレーター間の公正かつ健全な競争を保証するための措置である。こうした制限の適用を通じ、全カテゴリーの輸出業者は、同セクターに投下された資本から一定の収益を得ることができただけでなく、商業化システム全体の流動性の確保と市場出荷商品の品質維持に資するものである。

コーヒー・カカオ産業改革の中でも、未加工カカオの買付け上限はなお存続しており、買付け制限の超過に対する罰則が強化されている。商業化システム全体の流動性を確保するために設定された買付け上限は、本収穫シーズン内の二つの取引期間（10～12月期、1～3月期）ごとに決定されている。その決定に際しては、収穫量予想に基づく、本収穫シーズンの生産量が考慮される。

輸出業者は、中間収穫シーズンのカカオ豆の収穫量に応じて、中間収穫シーズンの生産量の範囲内で例外的に買付けを行うことが許可されている。しかしながら、オペレーター間の公正かつ健全な競争に支障をきたす行為がコーヒー・カカオ評議会によって認められた場合には、中間収穫シーズンの買付けに対して割り当てが適用される場合がある。

カカオの買付け制限は以下のとおりに定められている。

期間	トン数
10月～12月期 (OD)	7万トン
1月～3月期 (JM)	4万トン
4月～9月期 (中間) (AS)	制限なし

本収穫シーズンにおける1オペレーターあたりの買付け制限の合計は11万トンであるが、OD期（10月～12月期）の買付けが7万トンに達していないオペレーターに限っては、全体としての11万トンの制限量を超えない範囲で、JM期（1月～3月期）に4万トン超の買付けを行うことができる。

こうした買付け上限に加え、各オペレーターは売渡し量の10%増まで買付けが許容されている。売渡し契約を有さず、その売渡し量が1,000トン以下であるオペレーターは、本収穫シーズンに1,000トン、中間収穫シーズンに500トンの範囲で買付けを行うことが許可される。粉砕作業の特殊性および現地の粉砕施設の生産能力を考慮し、粉砕業者への買付け制限は以下のとおりと定められている。

- 買付け上限は、半年間の平均粉砕能力に、売却の制約がない1.5カ月分の在庫に相当する量を加えたもの
- または、半年間の平均粉砕能力に、買付け量の90%の売却を義務付けられた2.5カ月分の在庫に相当する量を加えたもの

コーヒーに関しては、上限は売渡し量の15%増である。売渡し契約を有しない業者は、現物の買付けを許可されない。なお、この上限は必要に応じて調整される。

### **2.2.11 工場入荷時の品質管理検査**

市場出荷商品の品質向上と同様の観点から、コーヒーおよびカカオの品質の徹底管理が、情報システム SAIGIC の運用を通じて、包装、加工を行うすべての末端工場における売買にまで維持・拡大される。コートジボワール国内に所在するその他包装施設も同様に検査の対象となる。

港湾の包装・加工工場に入荷された全商品も、同じく品質検査の対象であるが、この検査は品質管理を専門とする民間会社に委託される。

品質基準は、輸出向け品質基準との綿密な比較に基づいて決定されている。許容域値 (seuil de tolérance) は、輸出業者や委託業者の合意のもとで決定された上、業界関

係者に対して広く通知される。こうした基準を超える場合には、工場への商品の入荷が許可されない。

不合格となった商品は、指摘を受けた欠陥に応じて、供給業者自身が納品を受けた工場の外で、自ら再包装し、再検査に回す。低品質により、商品が再包装に適さない場合には、商品は隔離された上、加工工場へ運ばれる。

工場入荷時の検査は、船荷運送契約（*connaissance*）のコピーを伴って納入された商品に対しても実施される。こうした質的検査は、買付け上限へのチェックの一環として、輸出業者が週ごとに行う申告と連動して実施される。これらの検査結果は、コーヒーおよびカカオの国内商業化データベースに集められた上で、低品質な商品の原因となった生産者および買付け人に対する教育、啓蒙、情報提供活動の強化に利用される。

包装・加工工場入荷時のすべての作業は、コーヒー・カカオ評議会の品質管理課（*service qualité*）によって常時監視を受ける。

### **2.2.12 等級外品の管理**

当局は、コートジボワール産カカオの大幅な品質向上を短期的に成し遂げるという目標を掲げている。そのためには、等級外品の厳格な管理が不可欠となる。同じく、こうした目標は高品質のカカオと低品質のカカオを常時的に混合している買付け人および輸出業者に対する効率的な取締りにもつながる。

またこの点に関しても、包装・加工工場入荷時の品質検査の徹底化が続けられている。

原則は生産者への価格保証であり、生産者価格や数量に対する生産地レベルでの減価引渡しが許容されてはならない。しかしながら、価格が保証されるのはあくまでも十分な発酵、乾燥、選別を経たものに限られる。

所定の基準に適合しない低品質の商品は集荷されない。

こうした規定にもかかわらず、低品質の商品が包装工場への入荷時点で発見される場合には、これらの商品に関しては、供給業者側の損失として減価引渡しが行われる。

低品質を理由に不合格となった商品は供給業者自身によって再包装され、再び検査に回される。もしもその商品が低品質により再包装が不適切と判断される場合には、商品は隔離され、加工工場に送られる。

同じく工場での加工後にも、輸出業者によって規格外品と申告されたすべての商品は、コーヒー・カカオ評議会の職員による確認を経た後、加工工場に送られる。

### **2.2.13 認証品の管理**

カカオ経済の特色として、消費者および国際法規の要請に対応して、認証カカオの需要が伸びていることが挙げられる。これに関して、チョコレート製造業者の多くが連携し、2020年度をめどに認証カカオ豆の供給に関する野心的な数値目標を設定している。

認証の基本原理は、適切な農業の実践、所得と生活水準向上を実現するための生産者の収入確保、生産における環境保全あるいは児童就労のような社会的倫理への配慮を通じた、カカオ経済の持続性の確保である。しかし、コートジボワール国内でカカオ認証プロジェクトが実施される中、二つの大きな課題が浮上している。

- 第一の問題は認証方法をめぐる対立である。様々なイニシアティブの中で唱えられたスタンダードの統一化が進んでおらず、複雑に絡み合っている。また、認証に関係するコストや利益の評価も困難である。
- 第二の問題はあらゆる認証の取り組みを統括し、その効率的連携を図る上で必要となる国内でのチェック・評価の法的枠組みが未だ存在していないことである。

コートジボワールの主要目的は、持続性の基準に適合しかつ適切な法的枠組みの中で生産された認証カカオ豆を市場に供給することである。

2020年をめどに、コートジボワールは認証製品の数値目標をそれぞれカカオ豆輸出量の40%、コーヒー生豆の20%と定めている。

このような目的達成のための戦略の軸として、以下のような方針が掲げられている。

- コートジボワール国内で現在行われている認証の取り組みを評価し、そのコストとメリットについて検討を加える
- 認証商品のトレーサビリティを監視し、認証を受けた生産者には報奨金を支払う
- 認証活動へのチェックならびに評価を実施する法的制度的枠組みを設け、現在行われている取り組みがこれまでに得た知見やそれらが直面している制約、限界を把握し、そのデータを蓄える
- コートジボワール国内でのコーヒーおよびカカオの認証に関して、国内および世界で広報活動を実施する
- コートジボワール規格化機関 (CODINORM) の活動のもと、国際市場のニーズに十分に適合し、かつ、コートジボワール国内の事情にも即した認証計画を構築する
- CODINORM とチョコレート製造業者のサポートのもとで、世界に対してコートジボワール国内の認証システムのプロモーションを推進し、その認知度の向上を図る

中期先物取引プログラム (PVAM) に関連して、各収穫シーズンの初めには、認証を受けた買付け人および生産者協同組合に対して、コーヒー・カカオ評議会の調査が義務付けられている。認証証明の提出のほか、導入しているトレーサビリティシステムと予想収穫トン数を申告しなくてはならない。同じく、認証プロジェクトを実施する輸出業者は、取引先の生産者協同組合のリストに加え、生産者協同組合別、認証タイプ別の予想トン数の一覧を提出しなければならない。

これらのオペレーターが商品買付けの申告を行う場合には、買付けられた商品が認証品かどうかを明示しなければならない。在庫・取引管理システムの中には、認証コーヒーおよびカカオ製品に関する項目を個別に設ける必要がある。こうした規定を定めることで、コートジボワールは認証商品に関して信頼性の高い統計を実施することが可能となる。

生産地での買付けから輸出にまで至るプロセスで、認証商品を取り扱うオペレーターは、コーヒー・カカオ評議会の認証を受けたトレーサビリティシステムの導入を図る必要がある。また、生産者買付け価格の検査の際には、コーヒー・カカオ評議会の職員が、認証商品の品質、内部検査システムの稼働状況（生産者に対するトレーニングが正しく行われているかどうか、文書化が進んでいるか、あるいは、トレーサビリティシステムの導入および稼働状況）に関して確認を行うほか、当事者間で定められた周期で、生産者と生産者協同組合に対して実際に報奨金が支払われたかどうかの確認作業を行う。

#### **2.2.14 国内商業化における資金調達**

コーヒー・カカオ産業改革の中で、国内商業化における資金調達は主要な業界関係者の活動に関わる本質的な問題である。

これまでの収穫シーズンを通じて、コーヒー・カカオ業界関係機関が担ってきた取り組みの成果は不十分であったことから、今後の資金調達では、従来の方法が用いられることとなった。資金調達は、金融機関の専門家の手を介して、（金融業界の）通常の基準をもって行われることとし、コーヒー・カカオ評議会はこれに関して一切の保証を行わない。

今後、生産者協同組合、買付け人あるいは仲買商人（traitants）は、生産地での出荷に必要な金融面での必要が生じる場合には、銀行もしくは提携関係のある輸出業者に協力を求めることになる。

包装工場に入荷された商品の買付けに必要な資金調達に関して、PMEX、COOPEXまたは多国籍企業等輸出業者は、その別を問わず、現地銀行もしくは外国銀行に対して要請を行う。

コーヒー・カカオ産業の現金等委託管理を行っている銀行が、同業界の関係者、特に末端の生産者協同組合、COOPEXもしくはPMEXに対する信用供与に同意する場合の優遇金利の交渉に限って、コーヒー・カカオ評議会が介入を行う。

オペレーターに対する融資の査定を銀行が行えるよう、銀行およびコーヒー・カカオ評議会によって構成された融資モニタリング委員会（*commission de suivi des financements*）が設置された。

### **2.2.15 収穫量予想**

収穫量の予想はコーヒー・カカオ評議会の役割の1つである。収穫量予想では、将来の収穫量（見込生産量）に対する早期見通しを立てるだけでなく、マクロ経済環境の把握に必要な同セクターの指数を提供する。また、これは中期先物取引プログラム（PVAM）の実施にも不可欠である。これに関し、コーヒー・カカオ産業には、旧CAISTABから引き継いだ収穫量予想のプロトコルが存在する。信頼性の高い予想を立てられるよう、このプロトコルに今後改良が加えられ、その遵守の徹底が図られている。これにより、観察場所の数が増やされ、観察地点での結実状況を追跡するモニタリングシステムの導入を通じ、全生産地域をカバーできるようになった。

農業・気候環境および生産に影響を及ぼし得るその他の要因（伝染病、社会経済的要因、政治的要因など）の分析に関しても、強化が図られている。

こうした観点から、CNRAとの計画契約の中には、生産能力および生産者に供与される新品種等の要素をより適切に勘案する上で不可欠となる、収量予想プロトコルの刷新が含まれている。

生産地域における気候データのさらなる活用を図るため、空港・气象台開発・運営会社（SODEXAM）との公式的協力関係が結ばれる。最後に、計量経済学モデルに基づき、時系列データの活用を通じた1年間もしくは複数年間にわたる将来的コーヒー・カカオ生産量の予想を実施する。

### **2.2.16 未加工カカオ用袋の管理**

現地での未加工カカオ用袋は、収穫シーズンの円滑な運営と商業化のすべての段階での品質維持には不可欠な要素である。税外課徴金の対象であり、これは改革の枠組みの中でも存続している。

未加工カカオ用袋の管理状態を改善する目的から、以下の手続きには必ず詳細な報告を付すことが義務付けられ、また、その実施にあたっては厳格なチェックが行われる。

- 各収穫シーズンの初めに、収穫量予想をもとに現行の基準（新品の袋1個あたり3回のローテーション）に従い、袋の需要量を見積もる。
- 生産地域に、袋の分配拠点としての委託を受けた倉庫あるいは保管所を少なくとも1カ所設ける。収穫シーズンが本格的に開始する前に、分配場の所在地がオペレーターに通知される。
- コーヒー・カカオ評議会の代表のほか、県の商業化モニタリング委員会（CDS）の代表ならびにその倉庫を利用する生産者と買付け人からなる運営委員会を設置する。また、運営委員会は、袋の分配が正しく行われるよう、倉庫の設置に関わるすべての受益者の身元を明らかにしなくてはならない。
- 現地の生産量に見合った数量の袋を倉庫または保管所に供給する。同じく、袋の緩衝在庫（バッファー・ストック）が各倉庫や輸出業者に対して提供される。輸出業者に関しては、袋のローテーションが機能しなくなるのを防ぐ目的から、緩衝在庫の管理には、入荷頻度に応じた定期的なチェックが加えられる。
- 未加工カカオ用袋は、集荷能力と商品配送の頻度に応じて、個人生産者、生産者協同組合および仲買商人にも配布される。ローテーションの円滑化を目的として実施される袋の再入荷に対応して、各倉庫で余った袋は周期的に更新されなければならない。
- 港湾地域（アビジャンおよびサンペドロ）においては、各商品の配送に合わせて、空の袋を返却する。包装・加工工場入荷時に行われる検査を通じ、袋管理のチェックをより効率的に実施することができる。
- 袋の出入りは記録簿に記載され、チケットにはコーヒー・カカオ評議会職員サインが付される。

こうした管理手続きと並行して、コーヒー・カカオ向けに使用される袋が基準を正しく守っているかどうかをチェック・評価できるよう、FILTISAC 社（袋製造会社）およびその他袋供給業者との間に公式の提携関係が結ばれた。

上記の基準においては、袋の品質（カカオ豆の品質保存力）ならびに所定の3回のローテーションに対する耐久力が問題となる。

### **2.2.17 国による支援策**

国の支援策は主に以下のとおりである。

- 密輸取締まり

コーヒー・カカオ評議会は、商業省、税関および保安隊（警察・軍隊）と協力して、密輸取締り措置を定めている。

押収されたすべての物品は、コーヒー・カカオ評議会によって売却される。

- 金銭強要取締り

政府は、金銭強要の取締りと、生産者価格を減少させないように、通行料の抑制を目的とした措置を実施している。

これに関して、道路交通監視所（observatoire de la fluidité routière）および金銭強要取締り委員会は、コーヒー・カカオ評議会から車両器材などの物理面でのサポートを受ける。

## **2.3 商業化の安全性確保とリスク管理**

### **2.3.1 国外商業化に関連する措置**

#### **2.3.1.1 商業化システムに関連したリスクの把握**

先物契約制度および価格安定化制度には、主に次の2タイプのリスクが存在する。

- 予想 CAF 価格の変動に関連するリスク

- オペレーターのデフォルトに関連するリスク

一方で、契約はすぐさまユーロおよび CFA フラン建てに両替されるため、為替変動リスクは存在しない。

### 2.3.1.2 CAF 価格の変動に関連するリスク

先物契約とは、予想収穫量の一部を売買する仕組みである。ということは、すなわち、この一部の収穫量に関しては、収穫シーズン開始前に価格が決まっていることになる。また、スポット取引で売買される売れ残り在庫にも、価格予想が行われる。

参照価格は、先物価格とスポット取引の予想価格の中値である。

もしも収穫シーズン中、実勢価格が予想価格を上回る場合は、収支は黒字となる。逆の場合は、収支が赤字となるため、システムとして補填の必要性が生じることになる。

### 2.3.1.3 オペレーターのデフォルトリスク

デフォルトリスクとは、取引システムの中で契約を締結した国内外のオペレーターが、その契約の不履行に陥ったときに生じるリスクである。この場合、そのオペレーターにはデフォルトが宣告される。

収穫シーズンの価格決定前にデフォルトが生じた場合には、オペレーターの取引トク数をそのまま再売却に回すことができるため、システム自体に大きなリスクは生じない。

逆に、価格決定後にデフォルトが生じた場合には、以下の3つのケースが考えられる。

- 契約の同額もしくはそれを上回る価格で再売却される場合、システムに損失は生じない
- 契約価格を下回る価格で契約が引渡される場合、システムの損失となる
- 契約への引き合いがなかった場合、システムの損失となる

#### 2.3.1.4 商業化システムに関連したリスク管理

取引の仕組みに関連したリスク管理には、罰則の適用以前の対応として、予防的対応や金融保証といった方法が存在する。

#### 2.3.1.5 予防的対応および金融保証

上記に述べられたようなリスクの発生を減らすために、商業化メカニズムでは、各段階において、オペレーターのフィルタリングあるいは将来の契約の履行を保証するための制約が求められる。

##### □ オペレーターへの認可

所定の条件に従って認可を与えることで、システム内で取引を行うことのできるオペレーター数を制限している。当初から、システムにリスクをもたらす疑いのあるオペレーターの大半は、認可条件によって排除される。

##### □ 売約確認書(CV)による確認、売渡し保証金の差入れ、担保管理契約 (contrat tiers) の確認

電子入札システム上の売買には、システム上の確認以前の段階で、オペレーターの確認が義務づけられている。

売渡しの確認には、売渡し価格の 2.5%に相当する銀行保証の差入れおよび対価契約の提出が必要となる。

原則として、加工業者にはカカオ豆の輸出が許可されていないため、カカオ豆の対価の支払いは求められない。

さらに、対価契約は売渡し契約の履行保証に相当するため、加工業者にとっての対価は加工製品という形をとり、これが売り渡された実際のトン数の取引確認となる。

しかしながら、実際上の制約を考慮して、加工業者はカカオ豆に相当する対価を支払うことも可能である。しかし、契約履行時には、加工製品としての対価の支払いが求められる。

#### □ 上限価格の設定

商業化システムにおける上限価格の設定は、オペレーターによる異常な入札価格を制限するためである。

上限価格の設定においては、市場動向だけでなく、関係者各々の行動が考慮される。この仕組みにより、システムにリスクをもたらすと思われる入札は、取引セッションごとに排除されるようになっている。

#### □ 各オペレーターのポジションとアロケーションのチェック

各オペレーターのポジションは日々の監視対象となるほか、オペレーターに対するアロケーションに関しても、以下の点に基づいてチェックが加えられる仕組みになっている。

- 商業化に関連した一連の時系列データ
- オペレーターが有するロジスティックおよび金融上の手段

コーヒー・カカオ評議会がオペレーターのポジションに脆弱性を認める場合、コーヒー・カカオ評議会は追加保証を求めることになる。オペレーターがシステムに対してリスクをもたらすのを防止する目的から、コーヒー・カカオ評議会はオペレーターに対し電子入札システムの利用を一時停止することがある。

#### □ 契約履行保証 (bonne fin d'exécution des contrats) 確認

コーヒー・カカオ評議会は、以下のことを通じて、契約履行保証の確認を行う権利を有する。

- 当初支払われた対価の額と実際に契約が履行された時点での額の照合
- 所定の条件に従い、かつ、対価が支払われている契約の額が実際に支払われたかどうか

#### **2.3.1.6 罰則**

罰則は、商業化に関係するすべてのオペレーターに対して、コーヒー・カカオ評議会が適用する。場合によっては、罰則により輸出業者の認可が取り消されることもある。

### 2.3.2 国内の商業化に関わる仕組み

国内における商業化には、商業取引に対するチェックの仕組みが備わっている。

- オペレーターの認可に関して

輸出業者ならびにその買付け人は、各収穫シーズンの初めに認可を受けなくてはならない。

買付け人とその現地仲買人 (pisteurs) は、地方認可委員会 (Comités locaux d'agrément) の推薦に基づき、コーヒー・カカオ評議会の認可を受ける。

- オペレーターによる生産地での買付けに関して

輸出業者や加工業者に対しても、生産地での買付けは許可されているが、これに加え、コーヒー・カカオ評議会のもとで官民連携 (PPP) が進んだ結果、農業生産者組織体 (OPA) の買付け能力が強化された。

優越的地位の乱用を防止する目的から、認可を受けた輸出業者に対して、買付け制限が設けられている。

買付けの中で生産者の利益が損なわれることのないよう、計量器具に対する定期的なチェックが実施されている。その理由がいかなるものであれ、生産者の損失となる減価引渡しは全面的に禁止されている。

密輸や脱税行為のほか、所定の手続きや規定に違反したすべてのオペレーターに対しては、所轄官庁のサポートのもと、罰則が加えられる。

- 現地生産者買付け価格に関して

コーヒー・カカオ生産者に対する最低保証価格は、収穫シーズンごとに収穫地域全域にわたり決定される。最低保証価格は最低でも CAF 価格の 60% と定められている。

CAF 価格の 60% に相当する値は、その収穫シーズンの中期先物価格、増分コストおよび価格安定化基金の水準に応じて、収穫シーズンごとに調整される。

各オペレーターがその保証価格の適用を行うことができるよう、すべての中間業者に保証される平均的増分コスト (コスト一覧表) の設定という方法が推奨されている。

買付け人の保管倉庫もしくは輸出業者の工場へ自ら作物の輸送を行うすべての生産者に対しては、増分コストに含まれる集荷費用の払い戻しが実施される。

- 市場情報システムの導入に関して

市場情報システムの導入は、商業化メカニズムへの各参加者にとって有益となる、商品と金の流れの透明性確保を目的としている。

国内商業化に関するコーヒー・カカオ業界関係者への定期的情報提供や統計の収集を目的として、すべてのコーヒー・カカオ評議会州局では、情報機器ならびに通信インフラが整えられている。

## 第3章 取引ならびに専門作業に対する法規制に関して

### 3.1 収穫シーズン

コーヒーおよびカカオの収穫シーズンは10月1日に始まり、翌年9月30日に終了する。特にカカオの収穫シーズンは2期に分かれている。10月～3月までが本収穫シーズン、4月～9月は中間収穫シーズンである。

コーヒーおよびカカオの商品管理は、以下の段階に分けられる。

- 買付申告
- 輸出権の取得
- 書類の発行と管理
- 積み出し許可
- 税関申告
- 積み出し
- 積み出し確認 (Vu embarqué)
- その他

実際面においては、検査管理上の必要性から、収穫シーズンは52週に分けられる。その各週の始めと終わりの時点で、情報システム上のデータの統合が実施され、すべての輸出業者に対して通知が送られる。これにより、輸出業者は週ごとの買付申告を行うことが可能となる。

### 3.2 在庫目録、買付ならびに取引申告

コーヒー・カカオ評議会が買付制限の決定を行う。その制限方法は収穫シーズン開始以前に決定される。

原則として、買付制限は積み出し期間ごとに決定されるが、実際には、本収穫シーズン（10月～3月末）に対して制限が設けられている。公正な競争の原理に反すると思われる買付制限の超過が行われた場合、コーヒー・カカオ評議会の決定に基づいて、その輸出業者には金銭的罰則および電子入札システムの一時的利用停止が課される。

こうした買付け制限に関しても、情報システムでデータ統合が実施されるため、制限超過したすべての買付け申告に対して注意を喚起するとともに、輸出業者に対し制限の遵守を促すことになっている。

### **3.2.1 在庫目録**

コーヒーおよびカカオ商業化のメカニズムに従い、コーヒー・カカオ評議会は、本収穫シーズンおよび中間収穫シーズンの終わりに、輸出業者と加工業者が保有するコーヒーおよびカカオの現物在庫目録を作成する。

各収穫シーズンが終了した時点で（カカオは3月31日および9月30日、コーヒーは12月31日）、この現物在庫目録に基づいて、来期に繰り越される在庫の規模を把握する。特にコーヒーに関しては、11月30日にいったん別の目録が作成される。

また、商業化の期間を通じて、増分コストの内訳に修正が生じる場合には、輸出時点で旧在庫が新在庫と同じ条件で評価されるのを防ぐために、こうした在庫目録の利用が不可欠である。

一方、現物の流れをチェックする中で、コーヒー・カカオ評議会は随時現物在庫目録の作成を行うことがある。

定期的な現物在庫目録の作成には、以下のような目的がある。

- コーヒーおよびカカオの現物の流れを効率的にチェック・評価するため
- 増分コストの内訳に修正が生じた場合に、財政調整 (ajustements financiers) を行うため
- 取引調整を実施する上での、適切な指標として活用するため（特に売買のチェック）
- 予算の予想および調整に役立てるため
- 収穫量あるいは生産期間に対応するパリティ価格での輸出が求められる繰越在庫の取扱いに留意しつつ、会計予算管理を適切に執行するため

オペレーターに対しては、収穫シーズンが始まる以前に、各々の商品の保管場所のリストならびにその正確な地理的所在地をコーヒー・カカオ評議会に対して報告する

ことが義務付けられている。新たな保管施設が設置される場合には、稼働を開始した時点で、その都度コーヒー・カカオ評議会に対してその旨を申告しなくてはならない。

在庫目録の作成は、輸出業者の保有する商品が保管されている保管施設全体を対象に行われる。

### **3.2.2 理論在庫の決定と現物在庫目録の照合**

コーヒー・カカオ評議会は、輸出業者の買付け申告、オペレーター間の内部取引、契約の執行状況に基づき、各オペレーターの理論在庫を以下の方法に従って把握する。

記号 項目 重量 (kg)

期首における繰越在庫

- (+) 対象期間内に申告された作物の買付け在庫の合計
- (-) 加工プロセスでの減耗 ([期首における繰越在庫+買付け在庫の合計] ×1%)
- (+) 対象期間内に保管地点で買付けられた在庫の合計
- (-) 対象期間内に保管地点で売却された在庫の合計
- (-) 対象期間内に FO1 に基づいて輸出された在庫の合計
- (=) 期末における理論在庫

現物在庫目録が、以上の方法に従って決定された理論在庫と照合される。二つの在庫数の間に差が生じる場合には、輸出業者にはその差が発生した理由の説明が求められる。

### **3.2.3 在庫目録に記載される商品の種類**

在庫目録に記載される商品の種類は以下に挙げるとおりである。

コーヒーに関しては、

- 非加工コーヒー豆
- 加工コーヒー豆
- 規格外コーヒー豆（黒豆、割れ豆）

- 加工コーヒー製品

カカオに関しては、

- 未加工カカオ豆 (cacao brousse)
- 加工カカオ豆 (包装されたもの)
- 加工カカオ製品
- 残余、廃棄分およびその他規格外カカオ製品

### 3.2.4 目録作成プロセス

在庫の計量は、各輸出業者の委任を受けた代表者1名の立会いのもとで実施される。この代表者は、在庫目録カード (fiches de relevés de stocks ) に加え、記録場内で直接記入される商品搬入チケット (bon d'entrée) および商品搬出チケット (bon de sortie ) への副署を義務付けられる。

コーヒー・カカオ評議会の専属部署による作業が終了した時点で、確定されたカカオ在庫数の最終確認を行うために、輸出業者はデータ照合作業に参加しなければならない。この確認作業の終了をもって、期末在庫証明が発行される。この書類には、コーヒー・カカオ評議会および輸出業者の委任を受けた代表者が共同で署名を行う。

以上に述べた手続き (保管施設の事前申告、理論在庫の確認、現物在庫作成作業への参加、在庫の照合確認、書類への署名) のうち、いずれか1つでも段階を輸出業者が踏まなかった場合、この業者には現物在庫目録の在庫数が (自動的に) 適用される。

正式な手続きを経て、署名の付された証明書に記載される在庫量もしくは上記の規定に従って自動的に割り当てられた在庫量のみを対象として、輸出業者は現行の手続きに従い清算を行う。

収穫とは、前述した収穫シーズン期間内に得られたカカオまたはコーヒーの生産量を指すが、それぞれの収穫ごとに、複数のパリティ価格 (parité) が存在する場合がある。

パリティ価格は、取引期間あるいは在庫量に応じて、発生する増分コストに一致するものである。申告された一定の繰越在庫に関して、輸出業者には、この在庫の清算まで、収穫シーズンに対応したパリティ価格が課せられる。

### **3.2.5 繰越在庫**

カカオに関しては3月31日と9月30日、また、コーヒーに関しては11月30日に、それぞれ在庫確認を受けた前収穫シーズンの在庫を保有するすべての輸出業者は、在庫量の確定が行われた翌月の1日から、カカオでは最長3カ月、コーヒーでは最長6カ月の間に、それに対応する増分コストの支出を条件として、輸出を行わなくてはならない。

例えば、9月30日に確定されたカカオの在庫は、遅くとも同年12月31日付の書類をもって清算を行わなくてはならない。

11月30日に確定されたコーヒー在庫は、遅くとも翌年の5月31日までに出航書類 (formules lancées) によって清算を行わなくてはならない。

それぞれの期限内に清算が行われない場合、例外を主張する明白な理由が認められない限り、清算が遅れたすべての輸出業者に対しては罰則が課されることになっている。

在庫の確定が行われた時点で、その在庫が発生したシーズン中に結ばれた取引契約の清算によってカバーされない一部の在庫に対してのみ、取引（売却または買付け）が実施される。このような在庫からの売却は、在庫確定に続くその次の取引期間に持ち越された取引契約の清算に回される。

### **3.2.6 買付け申告**

買付け申告は、認可を受けた、あるいは、コーヒー・カカオ商業化の枠組みに参加するすべてのオペレーターに対して課される義務である。各オペレーターは、保管倉庫または包装工場に入荷されたすべての買付け量を記載した上で、コーヒー・カカオ評議会に申告しなければならない。

### 3.2.6.1 生産地買付け申告

生産地で行われるすべての買付けに対して、収穫シーズン内に認可を受けた買付け人または生産者協同組合は、生産者もしくはその他の作物保有者に対して、領収書の発行が義務付けられている。買付け人あるいは生産者協同組合は、日毎に売却人に対して発行されるすべての領収書の記載情報を必ず記録簿に転記しなければならない。また、収穫シーズン中に認可を受けた買付け人または生産者協同組合は、週ごとに最寄りのコーヒー・カカオ評議会の州代表機関に対して、発行された領収書の記録を提出する義務を負う。国内商業化に関わるすべてのコーヒー・カカオ産業関係者は、生産地で行われたすべての買付けをコーヒー・カカオ評議会に対して、定期的に申告しなくてはならない。買付け人または生産者協同組合は、コーヒー・カカオ評議会の取引情報システム内に開設された自らのアカウント上に、上記の情報を転記しなければならない。

輸出業者、買付け人もしくは生産者協同組合への配送の前には必ず、各オペレーターは、コーヒー・カカオ評議会の取引管理システムを通じて、未加工品 (tout-venant または brousse) の船荷輸送契約書を発行しなくてはならない。

### 3.2.6.2 工場入荷時の買付け申告

すべての輸出業者に対しても、買付け申告義務が課されている。包装工場に入荷されたすべての商品買付けは記録され、コーヒー・カカオ評議会に申告される。こうした買付け申告は、あらゆる状態の商品 (未加工[tout-venant または brousse]、加工済、廃棄物) を対象とする。

工場入荷時の買付け申告では、輸出業者自身が取引管理システム上に記録された入荷データの確認を行う。

遅くとも買付け後 48 時間以内に、輸出業者はコーヒー・カカオ評議会の取引管理システム上の情報の確認を行わなくてはならない。システム上の買付け情報と、自らの記録に記載された情報が一致する場合には、輸出業者は買付けの承認を行う。逆に

情報が一致しない場合には、その申し立ての理由（供給業者のミス、品質上のミスなど）を明確にした上で、買付け異議申し立てを行う。

48 時間を過ぎ、管理システム外でかつ申告を伴わずに実施されたすべての買付けおよび売却に対しては、コーヒー・カカオ評議会の決定に基づき罰則が課される。確認を済ませたすべての申告に対しての修正は受理されず、積み出しおよび商品譲渡の許可は、申告された買付け量に基づいて与えられる。

過去 1 週間に行われた買付けの申告を行わない限り、輸出業者は、システム上でそれ以外のサービス（電子入札システムの利用、書類の発行[FOI]など）を利用することができなくなる。申告を定期的に行っていない輸出業者に対しては、各週の申告を行うよう再び注意を喚起する。

（他の輸出業者からの）未加工品の買付けは輸出業者間の非加工商品取引に該当する。

### **3.2.7 品質管理**

オペレーターが所有する現地の保管倉庫において、コーヒー・カカオ評議会は抜き打ち検査を実施する。これは、生産、収穫作業および収穫後作業を生産者が適正に行っているかを確認するための措置である。

包装・加工工場への入荷段階で、商業取引に回されるコーヒーおよびカカオのすべての商品は、品質検査の対象となる。この品質検査は、コーヒー・カカオ評議会の委託を受けた検査会社によって実施される。検査に不合格となった商品は加工工場に送られる。なお品質基準に関しては、別添 5 を参照のこと。

実際の入荷量はその後輸出量と照合される。

商品が輸出される以前の積み出し時点で、その他の検査が委託業者によって実施される。

### **3.2.8 加工申告**

加工申告では、システム上で加工品のトン数を等級品と等級外品に振り分ける。したがって、加工トン数は、廃棄物を含む等級品と等級外品のトン数の合計に一致しなければならない。

すべてのカカオ豆輸出業者は、取引管理システム上で加工プロセス後 48 時間以内に、加工されたカカオ豆のロット数を申告しなければならない。

すべての加工製品輸出業者は、取引管理システム上で加工プロセス後、派生加工製品の分量を申告しなければならない。

点検状 (BV) の申請および輸出許可に関しては、前もって申告された商品に基づいて承認が下される。

加工プロセスを経た未加工品の買付けに関して、輸出業者は、15 日ごとに加工廃棄物の買付け量を申告する義務を負う。

再加工に関しては、新たに申告を行い、等級およびロットごとに再加工されたトン数を明示する。輸出業者は、遅くとも毎週火曜日の 18 時までに、それに先立つ 1 週間の取扱いに関して、加工製品のロット数をシステム上で申告しなければならない。

加工製品を除き、申告されなかったロットには、輸出許可 (FO1 ) が与えられない。

### **3.2.9 現地取引に関する申告**

認可を受けていないオペレーターに対し、買付けられた商品の一部が現地での加工および消費を目的として現地で売却された場合、コーヒー・カカオ評議会の取引管理システム上での申告が義務付けられる。なお、この申告は遅くとも毎年の 3 月 31 日あるいは 9 月 30 日までに行わなくてはならない。

### **3.2.10 保管場所での取引**

保管場所での取引 (買付けおよび売却) は、非加工品 (未加工カカオまたは未加工コーヒー) とロット番号を振られた加工品の両方に対して行われる。

コーヒーにおいては、黒豆および割れ豆に関してコーヒー・カカオ評議会が特別に定める規定に基づき、取引が実施される。（等級分けされ、ロット番号が付された）加工品取引では、輸出業者はその他の輸出業者にロット商品の譲渡を行うことができる。こうした買付け人に譲渡されたロットには、スタンプとともに、売主に固有の番号が割り振られる。このような譲渡契約を結ぶことにより、買付け人には、他業者のスタンプが押された商品を代わりに輸出することが認められる。

繰越在庫に関しては、ロット商品の譲渡にあたり以下の特別な規定が適用される。

- 収穫シーズンの初めに、コーヒー・カカオ評議会は清算が済んでいない売約確認書（CV）を繰り越す。
- 書類によるこれら CV の清算は、買付け人の立ち会いのもとで確定された在庫の範囲内で行われる。
- 所定期間内に清算されなかったすべての CV の繰越しが終了した段階で、払戻金、税金およびその他負担金の支払いが行われる。

輸出業者は、実際に所有している在庫量の範囲内に限り、他の輸出業者と取引することができる。売主によって取引契約が発行された時点で、以下の方法に従い、理論在庫のチェックが行われる仕組みになっている。これにより、理論在庫が少なくとも取引トン数に一致するかどうかの確認が行われる。

理論在庫=合計買付けトン数-保管場所での合計売却トン数+保管場所での合計買付けトン数-FOI に基づいて正規に輸出された合計トン数

その逆の場合は（理論在庫が取引トン数に満たない場合）、取引は不成立となる。こうした制限を解除するには、必要とされる理論在庫の水準を確保するために、売主は追加的に一部買付け申告を行わなくてはならない。

また、この取引が有効とみなされるには、システム上で買付け人による確認を受ける必要がある。買付け人が取引内容を承認しない場合、システムの利用が自動的に一時停止される。最終的に、そのトン数が買付け可能となるには、この取引契約がコーヒー・カカオ評議会の確認を得なくてはならない。

契約履行を保証するため、コーヒー・カカオ評議会は、特に履行前の契約を有する一方で在庫を確保していないオペレーターが他のオペレーターからその保有在庫を入手できるよう、一部オペレーターの保管場所での取引を制限する場合がある。

### **3.2.11 商品の計量**

コーヒー・カカオ評議会の確認を経た計量設備を有する工場ないしは施設に搬入されるすべての商品は、搬出もしくは搬入時に計量を受けなくてはならない。未加工品の輸送では、供給業者が発行する船荷輸送契約（出荷量、収穫シーズン、取引期間、供給業者の区分）に基づいて、計量が義務付けられる。詰め込み作業の前に、カカオ豆およびコーヒー生豆の各ロットは、包装工場あるいは施設への搬入・搬出記録に基づき、少なくとも1回個別に計量を受けなくてはならない。最終加工製品のロット重量は、生産プロセスの中に設けられた計量機器を通過した時点での重量である。なお、その重量は、積み出し港あるいは工場の保管倉庫へ向けて、加工工場から商品が搬出される時点で、コーヒー・カカオ評議会に申告される。加工工場からの実際の商品搬出状態をチェックするため、加工工場外に商品を輸送するトラックに対しては、積み荷を合わせた全体重量の計量が徹底されている。

### **3.2.12 買付け、買付け申告および保管場所における取引に対する修正**

申請理由が受理可能と判断される場合には、輸出業者の申請に基づき、コーヒー・カカオ評議会がこの修正を許可する。

## 3.3 売買

### 3.3.1 売買の定義

売買とは、特定の日時において市場情報システムをもとに、コーヒー・カカオ評議会がすべての認可オペレーターに対して行った取引提案を、オペレーターが受け入れることである。

売買は、自動化されたインターネット上の情報システムを介した値付けに基づいて実行される。情報システムには、次のような要素が含まれている。

- 収穫シーズン
- 商品の種類（コーヒーまたはカカオ）
- 標準等級（コーヒーでは G2 、カカオでは GF）
- 数量
- 収穫量
- 取引期間（コーヒーは 2 か月毎、カカオは 3 か月毎）
- 商品の標準的輸出先（ヨーロッパは EUR と略される）
- CAF 価格に基づく） CFA フラン建てでの売買価格
- 為替レート

売買ごとに、取引 CAF 価格、数量、品質、輸出先および将来の積み出し期間に関して、輸出業者との間に輸出契約が結ばれる。この契約は、現行の法律および規制に基づく税とその他税外課徴金の条件に従う。

売買が成立すると、輸出業者は売約確認書（CV）を発行する。これは、輸出の際に必要な標準的な契約文書である。

国際オペレーターの場合、売買は、その国際オペレーターとコーヒー・カカオ評議会の間で結ばれる契約をもって成立する。この契約については、その委託を受けた現地オペレーターが売約確認書（CV）を発行する。

### 3.2.2 売買システムへのアクセス

売買システムの利用は、その収穫シーズン中に正式な認可を受けた輸出業者に厳密に限定されている。市場は毎日 10 時半と 14 時に開かれ、認可を受けた輸出業者は、自動化されたシステムに従って、コーヒー・カカオ評議会との取引を自由に行うことができる。

### 3.3.3 参照 CAF 価格

取引期間内に用いられる市場での参照 CAF 価格は、国内増分コストの調整を行い、CFA フランに換算されたロンドン商品市場での市場価格の平均に基づき決定される。それぞれの取引期間に用いられるユーロ/ドルおよびユーロ/ポンドの為替交換レートは、取引が開始される 30 分前のレートである。

参照 CAF 価格の計算方法は以下に示すとおりである。

$$\text{[ ( (前日の終値+増分コスト) } \times \text{ 為替レート) + (当日の始値+増分コスト) } \times \text{ 為替レート] } \div 2$$

この計算方法によって得られる数値は、すべての取引期間ににわたり、同一取引時間内において有効である。一方、その日の他の取引時間に関しては、先の取引時間の終値と次に開かれる取引時間の開始 30 分前に提示される始値が、上記の計算方法に用いられる始値および終値として使用される。

参照 CAF 価格とは、国内増分コストを調整した、ヨーロッパ向け G2 等級コーヒーおよび GF 等級カカオの CAF 価格を指す。増分コストは期間ごとに改定され、変動幅はそれぞれトンあたり ± 何ドルあるいはトンあたりプラスマイナス何ポンドというように表示される。

CAF 価格の計算に用いられる国内増分コストの数値は、国際市場データを検討した上で、コーヒー・カカオ評議会が定期的に決定する。

参照価格の内訳（終値、始値、増分コスト、為替レート）は、システム上で参照することが可能である。

### **3.3.4 等級ごとのコーヒーCAF 価格**

コーヒーの売渡し CAF 価格は、2 等級を基準としているため、それ以外の等級の輸出が行われる場合には、輸出されるその商品の品質に従い、プレミアムまたはディスカウントが適用される。2 等級から、それ以外の等級への換算方法は、以下に示すとおりである。

- G2 から G0 への換算=売渡し CAF 価格+ 25CFA フラン（プレミアム）
- G2 から G1 への換算=売渡し CAF 価格+ 25CFA フラン（プレミアム）
- G2 の価格=売渡し CAF 価格（パリティ価格）
- G2 から G3 への換算=売渡し CAF 価格 - 25CFA フラン（ディスカウント）
- G2 から G4 への換算=売渡し CAF 価格 - 80CFA フラン（ディスカウント）
- G2 から黒豆（GN）への換算=売渡し CAF 価格×1/2
- G2 から割れ豆への換算=売渡し CAF 価格×1/2

こうした換算は、「更新・破棄」（annule et remplace）ルールに基づき、コーヒー・カカオ商業化チェーンの集中管理システム（SIGEC4）上で実行される。

### **3.3.5 輸出向けコーヒー等級の定義**

#### 0 等級

スクリーン 18 に残るコーヒー豆。ただし、スクリーン 18 を通る豆の混入がそのうち 6%まで許容される。さらにそのなかに、スクリーン 16 を通る豆が多くとも 1%まで混入していてもよい。

#### 1 等級

スクリーン 18 を通り、スクリーン 16 に残るコーヒー豆。ただし、スクリーン 18 に残る豆の混入が 20%まで許容されるほか、スクリーン 16 を通る豆の混入も 6%ま

で許容される。さらにそのなかには、スクリーン 14 を通る豆が多くとも 1%まで混入していてもよい。

#### 2 等級

スクリーン 16 を通り、スクリーン 14 に残るコーヒー豆。ただし、スクリーン 16 に残る豆の混入が 20%まで許容されるほか、スクリーン 14 を通る豆の混入も 6%まで許容される。さらにそのなかには、スクリーン 12 を通る豆が多くとも 1%まで混入していてもよい。

#### 3 等級

スクリーン 14 を通り、スクリーン 12 に残るコーヒー豆。ただし、スクリーン 14 に残る豆の混入が 20%まで許容されるほか、スクリーン 12 を通る豆の混入も 6%まで許容される。さらにそのなかには、スクリーン 10 を通る豆が多くとも 1%まで混入していてもよい。

#### 4 等級

スクリーン 12 を通り、スクリーン 10 に残るコーヒー豆。ただし、スクリーン 12 に残る豆の混入が 20%まで許容されるほか、スクリーン 10 を通る豆の混入も 6%まで許容される。

### **3.3.6 取引が許可されるトン数および品質**

カカオに関しては、最低取引単位は 25 トンで、それ以上は 25 トン単位で取引される。標準等級はコートジボワールの基準に基づき、1 等級および 2 等級に相当する”Good Fermented”（GF）である。一方、コーヒーに関しては、最低取引単位は 5 トンで、それ以上は 1 トン単位で取引される。標準等級は 2 等級（G2）である。

### **3.3.7 売却先**

売買にあたっては、常にヨーロッパが標準輸出先として設定されている。その他の輸出先へのコストは、コスト一覧表に含まれている。輸出先の変更は書類上で行う。

### 3.3.8 税金および税外課徴金 (parafiscalité)

各収穫シーズンを通じて、税金およびその他負担金の額は、参照 CAF 価格の平均に付け加えられている。また、それらの額は共同省令 (arrêté interministériel) によって定められる。

### 3.3.9 売約確認書 (CV)

認可オペレーターとのすべての売買には、その確認が義務づけられている。この確認は、輸出業者が CV (売約確認書) と呼ばれる契約書類を発行することによって行われる。

また、この売約確認書は、現地オペレーターによって発行されることもある。これにより、現地オペレーターはコーヒー・カカオ評議会から委託された国際契約を履行する。

CV 上に記載される重量は kg 表示である。カカオ豆とコーヒー生豆 (またはそのうち一方) を取扱う輸出業者に関しては、必要な場合には、輸出される袋の数に相当する袋係数 (coefficient de sacherie) による調整を加えた、理論売買重量 (トン) をもとに、CV 上に重量が記入される。

袋係数は以下のとおりと定められている。

- カカオでは、 1.001
- コーヒーでは、 1.008

売買成立後の 6 営業日以内に、CV は、銀行保証書とともに、コーヒー・カカオ評議会に提出される。

CV の執行は、「FO1」と呼ばれる書類の発行をもって行われる。この FO1 には、CV の記載情報のほか、積み出しトン数、払戻金または補助金の額、税金およびその他負担金が記載されている。

オペレーターの積み出し計画に応じて、1 件の CV から 1 件もしくは複数の「FO1」が発行されることもあり得る。

それぞれの契約額はユーロおよび CFA フランで表示される。ユーロ (€) と CFA フランの交換レートは 1 ユーロ = 655.957 CFA フランである。交換レートの変動は、すで

に結ばれているが、まだ履行されていない状態にある契約に影響をもたらすことになる。

### **3.3.10 CV の破棄・更新 (Annule et remplace : A/R de CV)**

輸出業者が一旦1件のCVを破棄したうえで、それに代わる1件もしくは複数のCVを発行する手続きをCVの破棄・更新手続き (ANNULE et REMPLACE de CV) と呼ぶ。ただし、新たに発行された(1件もしくは複数の)CVの合計トン数は、破棄された元のCVのトン数と一致しなければならない。

輸出業者は、コーヒー・カカオ評議会による元のCVの確認が済んだ後に限って、破棄・更新手続きを行うことができる。「破棄・更新」の理由としては、次のようなものが挙げられる。

- 等級もしくは品質の変更に伴うCVの破棄・更新
- 収穫量(パリティ価格)の変更に伴うCVの破棄・更新
- 積み出し期間の変更に伴うCVの破棄・更新

「積み出し期間の変更」に伴う「CVの破棄・更新」に関しては、コーヒー・カカオ評議会の許可が必要となる。場合によっては、CVの破棄・更新の結果、契約額の修正が行われる可能性があるが、この修正は、契約額と売買日からの延期日数(ただし、それが取引日に該当する場合)中の売渡し価格の最高値の比較に基づいて、確定される。延期(もしくは前倒し)期間が取引日に該当しない場合には、契約額の修正は生じない。

払戻金、税金およびその他負担金の支払いは、「破棄・更新」されたCVの認証前に行われる。

### **3.3.11 銀行保証**

売買にかかわる銀行保証額は契約額の2.5%と定められている。銀行保証の宛先はコーヒー・カカオ評議会とし、CVまたは輸出業者や国際オペレーターによる国際取引契約とともに提出される。国際オペレーターとの契約に関しては、現地運送会社の

銀行保証の提出は免除される。PMEX および COOPEX に該当するオペレーターの保証額は、自らの売渡し契約の 1% と定められている。

コートジボワール国内に拠点を置く銀行・金融機関から出される保証のみが認められる。

場合により、「破棄・更新」手続きの結果、CV の保証金額の再修正が行われることがある。それは、CAF 価格の変更により、元の保証額が破棄・更新された CV の輸出額と一致しなくなるためである。

デフォルトリスクのあるオペレーターに対しては、追加保証が求められる。デフォルトリスクの評価は、オペレーターのポジションのチェックを通じて、コーヒー・カカオ評議会が行う。

追加保証の額は、当該オペレーターが抱える契約の規模ならびにデフォルトリスクの大きさを勘案して、決定される。

国外との取引に対しては、必ず対価の支払いが求められるが、対価の額が売渡し価格と異なる場合が考えられる。そのような場合には、対価の額が売渡し価格を 5% 以上下回らないことを条件に、対価が受理される。一方、対価がこの水準を下回る場合には、受理されず、契約は取り消される。またこれに関して、コーヒー・カカオ評議会から修正が加えられることはない。

国外オペレーターとの取引に関しては、CV への署名に際して、対価の支払いが求められることはない。

### **3.3.12 期限**

#### **3.1.12.1 取引期限**

取引はロンドン市場の市場価格を参考とし、コーヒー・カカオ評議会との間で行われる。また、契約に対する期限は以下のとおりと定められている。

商品 カカオ

2015~2016 年度取引期間	取引契約日	取引期限*
2015 年 10 月~12 月	2015 年 12 月	2015 年 12 月
2016 年 1 月~3 月	2016 年 3 月	2016 年 3 月
2016 年 4 月~6 月	2016 年 5 月	2016 年 5 月
2016 年 7 月~9 月	2016 年 9 月	2016 年 9 月

商品 コーヒー

2015~2016 年度取引期間	取引契約日	取引期限*
2015 年 10 月~11 月	2015 年 11 月	2015 年 11 月
2015~16 年 12 月~1 月	2016 年 1 月	2016 年 1 月
2016 年 2 月~3 月	2016 年 3 月	2016 年 3 月
2016 年 4 月~5 月	2016 年 5 月	2016 年 5 月
2016 年 6 月~7 月	2016 年 7 月	2016 年 7 月
2016 年 8 月~9 月	2016 年 9 月	2016 年 9 月

(ただし、ロンドン国際金融先物取引所[LIFFE]により変更が加えられる場合がある)

### 3.3.12.2 保証金および CV の提出、処理期限

取引銀行保証および対価と同時に提出が義務づけられている CV に関して、すべてのオペレーターは取引日から 6 営業日以内にコーヒー・カカオ評議会に提出を行う。PMEX および COOPEX に該当するオペレーターに課される 1%の保証金差入れは、当該契約の対象となる収穫シーズン開始の遅くとも 1 カ月前までに行われなくてはならない。この期限を超えると、契約は破棄される。

一方、コーヒー・カカオ評議会は、保証の確認および CV の処理とサインを最大 48 時間以内に行う。

## 3.4 CV の清算の完了および積み出し作業

### 3.4.1 CV の清算の完了

CV の清算が完了した時点で、次のことが行われる。

- 情報システム上での輸出許可申請書（FO1）の発行
- 「FO1」およびその他一連の必要書類処理のため、統一窓口（Guichet unique）への書類提出
- コーヒー・カカオ評議会の統一窓口へ、小切手による払戻金、税金およびその他負担金の支払い。それに続き、小切手が受取人別に仕分けられる。

出航書類（formule lancée）に記載されているトン数から、元の CV 記載のトン数が差し引かれる。その際、CV に基づき処理されている出航書類上のトン数と CV 上のトン数とのプラスマイナス 2%以内の誤差は許容される。すべての保管場所での取引に関する出航書類（FO1）の電子システム上での発行は必ず、少なくとも取引トン数と同量の在庫を業者が保有していることが条件となる（繰越在庫+買付在庫の合計+申告された保管場所での売買の差引-[FO1 に基づく]輸出量の合計）。取引期間内に発行された売約確認書（CV）の清算は、該当する収穫シーズン内に完了しなくてはならない。なお、加工製品の輸出はそれに相当する原料カカオ豆のトン数に基づいて行われる。

書類の処理・確認期間（CV の清算期間）は次に示すとおりである。

カカオ

期間	契約期日
10月1日～12月31日（OD）	12月
1月1日～3月31日（JM）	3月
4月1日～6月30日（AJ）	5月
7月1日～9月30日（JS）	9月

コーヒー

期間	契約期日
10月1日～11月30日	11月
12月1日～1月31日	1月
2月1日～3月31日	3月
4月1日～5月31日	5月
6月1日～7月31日	7月
8月1日～9月30日	9月

### **3.4.2 書類の破棄・更新**

(新たに発行された) 破棄・更新書類 (formule A/R) 上では、以下のことが記載される。

- 書類の日付
- 元の書類上に記載されていた払戻金、税金、銀行名、振り出された小切手の番号と金額
- 場合に依りて、追加的に支払われる税金および負担金

元の CV に対して発行された破棄・更新書類の中で、払戻金および税金支払い額が増加している場合、新たな破棄・更新書類上にその払戻金および税金を追加記載する。

### **3.4.3 トン数の 2%の誤差**

CV の清算では、プラスマイナス 2%のトン数誤差は許容される。清算をすでに済ませ、+2%の誤差が認められたすべての書類に対しては、破棄・更新は認められない。

### **3.4.4 積み出し**

すべての売買確認作業に続き、積み出しが行われる。積み出し手続きでは、特に以下のことが行われる。

- 輸出業者による輸出許可申請書 (FO1) の提出

- 認可を受けた民間委託業者あるいはコーヒー・カカオ評議会による品質ならびにトン数の検査。品質認証プログラムに則った商品に関しても、積み出し前に品質検査が実施される。
- 農業省所轄部局による衛生検査
- 輸出業者による積み出しあるいは詰め込み申請書類の統一窓口への提出
- 輸出業者の通過貨物取扱者による税関申告書類 D6 の作成
- 「積み出し確認」 (Vu-embarqué) 書類の作成。この書類は、実際の商品積み出しから 21 日以内に、輸出業者によってコーヒー・カカオ評議会に必ず提出される。書類の提出が正しく行われなかった場合には、罰則の対象となる。また、「積み出し確認」の日付が積み出しの証明となる。これらの書類は、それぞれの積み出し期間内に、統一窓口での確認を受けなくてはならない。

CV 清算期間後、輸出業者は遅くとも（アビジャン港では）最長 15 日以内に、または、（サンペドロ港では）最長 21 日以内に、その契約を履行する。この期日を過ぎると、輸出業者は、積み出し期間延期のために、書類の破棄および CV の「破棄・更新」を申請しなくてはならない。また、金額に変更が生じる場合には、輸出業者は追加的な小切手の支払いを行う。

### **3.4.5 積み出しの延期**

同じ収穫シーズンの期間内に限り、輸出業者は自由に積み出しの延期を行うことができる。ただし、積み出しの延期は以下のことを条件として許可される。

- 統一窓口に対する 1 件もしくは複数の出航書類の破棄
- コーヒー・カカオ評議会に対する契約延期申請書 (demande de report du contrat) の提出

### **3.4.6 無認可あるいはオペレーターがデフォルトに陥る場合の売買契約の取扱い**

オペレーターが結んだ契約の管理において、契約の履行を妨げる支障が生じる場合が考えられる。例えば、

- ある収穫シーズン内に契約を結んだオペレーターが、そのシーズン中の認可の取消しを受けた場合、コーヒー・カカオ評議会およびそのオペレーターは、コーヒー・カカオ評議会への損害を抑えるために、その契約の適切な扱いについて協議の場を設けなくてはならない。

契約が新しいオペレーターに引き継がれる場合、そのオペレーターは、契約の履行を保証するために、新たな保証金を差入れなくてはならない。

逆に、契約が新しいオペレーターに引き継がれない場合、契約は破棄され、契約トン数がオークションにかけられる。

コーヒー・カカオ評議会は、銀行に対し、その業者の状況と契約の扱いに関する通知を行った上で、場合によっては、そのオペレーターの取引に対する保証金の担保解除を求めることがある。

- オペレーターが契約の履行を行えない場合、その契約トン数は、こうした状況が明らかになった直後の取引セッションにおいて、再びオークションにかけられる。

もしも新たな売渡し価格がコーヒー・カカオ評議会に金銭的損害をもたらす場合には、罰則一覧の中に定められているその他の罰則とは別に、デフォルトに陥った輸出業者に対して、調整分請求書（*facture d'ajustement*）が送付される。

契約が引き継がれない場合、その損失は同オペレーターに帰され、清算請求書（*facture de liquidation*）が送付される（払戻金、税金およびその他税外課徴金に対して）。

### **3.4.7 保証の解除**

#### **3.4.7.1 取引銀行保証**

取引銀行保証の解除は、積み出し作業が終了した段階で行われる。輸出業者はコーヒー・カカオ評議会へ書面申請を行わなくてはならない。この解除申請には、特に次の書類が添付される。

- 解除申請の対象となる銀行保証のコピー
- CVのコピー
- CVが複数に分割されている場合には、そのすべてのコピー
- 各々の積み出し確認（Vu-embarqué）書類の原本
- 各々の積み出し確認（Vu-embarqué）書類のコピー

コーヒー・カカオ評議会は、申請書の提出日を含めた4営業日以内に、保証解除証明書を発行する。その期日が過ぎると、銀行により解除が確定する。

輸出業者が取引契約の履行後、解除申請を提出しなかった場合は、積み出し確認（Vu-embarqué）書類が証明となり、積み出し期間終了の1カ月後に解除は確定したものとみなされる。

銀行保証が一旦確認を受けると、その取消しはできない。CVが積み出し確認によって清算される場合、あるいはCVが延期となる場合、保証はその根拠を失うことになる。なお、CVが延期される場合には、新たな保証金の差入れが求められる。

### 3.4.7.2 認可への銀行保証

認可銀行保証は、収穫シーズンの初めに、すべての認可輸出業者に対し有効となる。また、その期限は1収穫シーズンにわたり、10月31日すなわち収穫シーズン終了の1カ月後に失効となる。この期限を経過すると、その申請が受理され次第、速やかに保証の解除が確定する。

新たに先売システムが導入されたことに伴い、3年間の複数年認可が認められるようになった。このような認可を得るためには、各収穫シーズンの終わりに、それぞれのオペレーターは認可保証の更新を行わなくてはならない。

このような保証の目的は、収穫シーズンの全期間にわたり輸出業者が結んだ金銭上、取引上の契約の履行を保証することである。

コーヒー・カカオ評議会に対する契約の不履行が生じる場合には、保証が求められる。

保証の解除は、輸出業者の申請により、収穫シーズン中いつでも行うことができるが、ただしこの業者には、すべての契約を履行していることが求められる。このような場合、収穫シーズンの残存期間における業者のあらゆる活動は停止され、コーヒー・カカオ評議会はその認可を停止する。

### **3.4.8 補助金の扱い**

取引シーズンごとに、払戻しの対象となった契約と補助金支払いの対象となった契約との間で通算が行われ、その収支が計算される。この収支に基づいて、払戻金および補助金の平均的な金額が決定される。

それぞれの契約商品が積み出された時点で、各々の場合に応じ、オペレーターは、この平均金額に基づいて、払戻金を支払うか補助金を受け取る。

補助金の請求書は輸出業者からコーヒー・カカオ評議会に送られるが、その際、以下の書類の添付が必要となる。

- CV のコピー
- 積み出し確認 (Vu-embarqué) の原本
- D6 のコピー
- 計量証明あるいは計量チケットのコピー
- 両替証明書または銀行口座証明書のコピー

コーヒー・カカオ評議会は、最長 10 日以内にその請求額の支払いを行う。この支払いが取引銀行内で行われるよう、銀行および輸出業者が必要な手段を講じる。

### **3.4.9 繰越在庫の扱い**

目録の作成と 9 月 30 日に照合確認を済ませたカカオ在庫の全量は、該当する増分コストの負担を条件として、10 月から 12 月の間に輸出されなければならない。実際の在庫の清算方法はコーヒー・カカオ評議会が定めるとおりである。12 月末時点で繰越在庫の清算が完了していない場合には、違反者に対して、是正が行われるまで取引の利用が停止されるほか、罰則として、1 キログラム当たり 30CFA フランの手数

料が課される（コーヒー・カカオの商業化方法を定めた 2012 年 10 月 17 日の政令第 2012-1008 号第 29 条参照）。前収穫シーズンのコーヒーに対しても、同様の規定が適用される場合がある。

## 第4章 売買契約の履行

国外商業化メカニズムの運用においては、以下の処理に関する管理上の規定が定められている。

- ✓ 払戻金および補助金決定の仕組み
- ✓ 契約書あるいは売約確認書（CV）への記入
- ✓ 払戻金および補助金の相殺
- ✓ 契約の清算
- ✓ 補助金請求書および調整額請求書（facture des ajustements）の取扱い

### 4.1 払戻金および補助金決定のメカニズム

オペレーターが電子入札システムを通じて売買を行う場合、契約価格（売渡し価格）と参照 CAF 価格の比較がなされるが、この時点で3つのケースが考えられる。

- 売渡し価格が参照 CAF 価格と同額である場合。この場合は、払戻金の支払いも補助金の受取りも共に発生しない。
- 売渡し価格が参照 CAF 価格を上回る場合。この場合は、2つの価格の差額が払戻金の支払い額に相当し、その相当額が輸出業者からコーヒー・カカオ評議会に支払われる。
- 売渡し価格が参照 CAF 価格を下回る場合。この場合、2つの価格の差額が補助金の受取額に相当し、コーヒー・評議会から輸出業者に対して、その相当額が支払われる。

実際においては、売渡し価格に関連したコスト一覧（barème）中の変動コストに応じて、払戻金または補助金は以下のような方法に基づいて計算される。

払戻金／補助金

= 売渡し価格 - [(FOB 費用) + 固定手数料] + (売渡し価格 × 変動コストの率)

## 4.2 契約書あるいは売約確認書（CV）への記入

一覧表の最終決定と生産者価格の決定が済んだ段階で、取引課（service ventes）は、SIGEC4 上で売約履行確認書（CV d'exécution）を発行し、後ほど輸出業者はこの書類への記載を行う。

この売約履行確認書（CV d'exécution）には、各契約の当初の払戻金および補助金の額、ならびに税金とその他税外課徴金が記載されている。

## 4.3 払戻金および補助金の相殺

各取引期間初日の前日に、SIGEC4 上で発行された売約履行確認書（CV d'exécution）の相殺が行われる。本収穫シーズンでは 1 回だけ相殺が実施される。商品、オペレーター、期間ごとに払戻金の支払いおよび補助金の対象となるすべての契約の通算が行われ、その収支が確定する。

こうした相殺から得られた収支に、該当する契約トン数全体を加味することで、最終的に平均的な払戻し支払額または補助金受取額が決定される。

収穫シーズン中に行われたスポット取引に関しては、発行時点で、売約履行確認書（CV d'exécution）上には、各々の売渡しに対する個別の払戻し額または補助金額のみが、税金および税外課徴金とともに記載されている。

## 4.4 先延ばしまたは前倒しされた CV の相殺

先延ばしまたは前倒しされた CV が新たな期間にまたがる場合、これらの CV は、その新たな期間を対象とする払戻金および補助金の相殺には含まれない。

スポット契約では相殺は行われず。しかし、輸出業者がクライアントに対して複数の CV の一括履行を希望する場合には、これらの CV を対象とした払戻金および補助金の相殺が行われる。

## 4.5 国際オペレーターの契約の相殺

輸送業者に委託される国際契約では、その契約自体においても、また、輸出業者との契約においても、ともに相殺は行われない。

## 4.6 契約の清算

相殺を済ませた CV の清算は、輸出業者の要望に応じ、個別または一括で行われる。一括処理を希望する場合、輸出業者は、コーヒー・カカオ評議会に対し書面によってその旨の許可を求め、一括処理を希望する CV を指定しなくてはならない。コーヒー・カカオ評議会の許可が得られた場合には、「破棄・更新」された CV が元の CV の代わりに発行され、輸出業者に返送される。輸出業者はこの書類への記入の上、署名を受ける。

- 一括処理希望の複数の CV の中に、国際オペレーターの売渡し契約を含めてはならない
- CV の一括処理は相殺を済ませた契約のみを対象とする。ただし、履行が先送りまたは前倒しされたかを問わず、スポット契約は例外とする
- 期間末において、こうした CV の清算が全て完了していない場合には、以下の条件において、延期が行われる
  - 一括処理されるそれぞれの CV の延期価格（prix de report）を決定する
  - 新たな CAF 加重平均価格を決定する
  - 延期された CV に新たな CAF 価格を適用する
- すでに一括処理の対象となっているが、まだ清算を完了していない CV を新たに他の CV と一括処理することはできない。

## 4.7 CV の破棄・更新

「CV の破棄・更新」手続きとは、輸出業者が CV 1 件の破棄を行った上で、それに代わる 1 件もしくは複数の CV の発行を受ける手続きを指す。ただしこの場合には、新たに発行される 1 件または複数の CV 上に記載されたトン数の合計と破棄された元の CV のトン数が一致しなければならない。

輸出業者は、コーヒー・カカオ評議会による元の CV の確認が終了したあとにおいてのみ、破棄・更新を行うことができる。「破棄・更新」の理由としては、以下のようなものが認められている。

- 等級もしくは品質の変更にに基づく CV の破棄・更新
- 収穫量（パリティ価格）の変更にに基づく CV の破棄・更新
- 積み出し期間の変更にに基づく CV の破棄・更新
- 免除に基づく CV の破棄・更新

輸出先の変更にに基づく「破棄・更新」は、契約額および各種税金、税外課徴金の額に何ら影響しないため、廃止されている。これは積み出し期間の短縮を目的とした措置である。最終到着地は、統計上の必要性から FOI を元に直接集計が行われる。

「パリティ価格の変更」に基づく「破棄・更新」の承認は、コーヒー・カカオ協議会の許可を前提とする。「積み出し期間の変更」に基づく「破棄・更新」手続きでは、場合により、契約額の修正が生じる可能性がある。この際の修正額は、取引日からの先送り期間（ただし、それが取引日に該当する場合）中の売渡し価格の最高値と契約価格の比較をもとに決定される。また、この先送り期間が取引日に該当しない場合には、価格の修正は行われない。

払戻金、税金およびその他税外課徴金の支払いは、積み出しの延期に基づき「破棄・更新」された CV の確認の前に、行われる。

## 4.8 補助金請求書および調整額請求書（*facture des ajustements*）の扱い

契約の売渡し価格が参照 CAF 価格を下回る場合、その差額が補助金の額に相当し、これがコーヒー・カカオ評議会から輸出業者に対して支払われる。

次の期間の先物契約に対しても、（払戻金および補助金の）相殺が行われる。この場合、前述の相殺により算出された平均額に基づき、各契約の積み出し後に補助金の支払いが実施される。スポット契約に関しては、CV 上の補助金額に基づいて、各契約の積み出し後に、補助金の支払いが行われる。輸出業者は自ら補助金請求書を作成の上、以下の書類と共に、取引局（*Direction des ventes*）に送付する。

- CV のコピー
- 積み出し確認（*Vu-embarqué*）の原本
- D6 のコピー
- 船荷証券（*BL*）のコピー
- 国際契約に対する保険証書および CAF 取引に関する保険証書のコピー

コーヒー・カカオ評議会は、補助金請求の受理日から最長 10 営業日以内に、その支払いを行う。

### 4.8.1 一覧表項目の修正

一覧表項目の修正は、実際の積み出しデータをもとに行われる。この修正の結果、デビットノート（借方票）あるいはクレジットノート（貸方票）が発行される場合がある。

修正の対象となる項目は以下のとおりである。

- 輸出用袋
- 貨物のトランジット（通過）
- 海上保険
- 重量
- 輸出時の商品検査
- 加工

#### **4.8.2 輸出用袋**

「コンテナバラ積み」 (vrac containers) あるいは「船倉バラ積」 (Vrac cale) と呼ばれる一部の積み出し方法では、袋を使用せず、コンテナあるいは船倉に直接積み込みが行われる。コンテナあるいは船倉への積み込み以前の段階で商品梱包に用いられていた袋は、輸出業者によりコーヒー・カカオ評議会に返却される（別添 11 中の未加工カカオ用袋の配分に関する全体図を参照）。また粉砕業者に対しては、輸出用袋に関する修正は行われない。

#### **4.8.3 トランジット（通過）**

トランジットコストは、コーヒーおよびカカオの輸出に用いられる梱包のタイプによって異なる。収穫シーズンごとに定められるコストは、次の3つの積み出し方法によって変化する。

- **embarquements en conventionnel** (袋詰めカカオを船倉に入れる従来の積み出し方法) (備え付けのスリング[つり索]を使用する)
- **embarquements en sacs container** (袋詰めカカオを一般的コンテナに入れる積み出し方法)
- **embarquements en vrac container** (密封された専用バルクコンテナでの積み出し方法)

一覧表では、もっともコストの高いバラ積コンテナが標準となっている。一覧表の標準仕様と異なる方法で積み出しを行う場合は、その都度コストの修正が行われる。

オペレーターは希望する積み出しタイプを FO1 への記入の際に選択する。この手続きによって、トランジットに関する修正の対象となる書類の把握が可能となる。

また、粉砕業者にはトランジットに関する修正は行われない。

#### **4.8.4 海上保険**

各々の輸出には海上輸送リスクをカバーする海上保険証書の提出が義務づけられている。

国際オペレーターの契約が現地輸送業者によって履行される場合には、コーヒー・カカオ評議会が保険証書の発行を行う。

これに関して、買付け人または運送業者（または、その一方が両者を兼ねる場合）は、商品積み出し後、遅くとも7日以内に舟荷証券（BL）のコピーを提出しなくてはならない。同じく、この業者は、コーヒー・カカオ評議会が発行する保険証書内に記載された、コートジボワール国内の港湾からの出港に義務付けられた海上安全対策を遵守しなくてはならない。

この場合に、運送業者が支払う（あるいは受け取る）払戻金および補助金の額に従って、保険料が定められる。

現地オペレーターの売渡し契約に関しては、輸出業者は自ら保険証書の提出を行うか、あるいは、国際契約と同じ条件での保険証書の発行をコーヒー・カカオ評議会に申請するかのどちらかを選択しなくてはならない。

FOB 条件または C&F 条件での積み出しに関しては、対価の支払いに際して、契約の種類の変更に対する当事者の合意を、書面をもって正式な形で明示しなければならない。この場合、保険証書の提出は求められず、いかなる再修正も行われぬ。

#### **4.8.5 重量**

税金等の徴収は、申告された理論重量に基づいて行われる。また、積み出し後の事後的な照会作業を経て、課税額の修正が行われる。

したがって、書類上のロット重量と商工会議所が提示した実重量の間に差が生じる場合には、税額の修正が行われる。この修正は重量差の合計に基づくものであり、輸出時の誤差は考慮されない。修正の対象となるのは以下のものである。

- 払戻金あるいは補助金
- 負担金
- 税金

#### **4.8.6 輸出時の品質検査**

輸出時の品質検査は、コーヒー・カカオ評議会を介して、コートジボワール政府が公益事業委託協定を結んだ民間企業（付録参照）に委託される。従価（ad valorem）の原則に従って、これらの業者の委託コストは保証 CAF 価格の数%と定められている。一方、自国民保護政策により、日本政府は国立農業開発研究所（Laboratoire National d'Appui au Développement Agricole : LANADA）のサポートを要請している。日本へのすべてのカカオ輸出に対して、LANADA はマイコトクシン、殺虫剤、重金属の検査および微生物分析を実施している。

## 第3部 日本およびコートジボワールのオペレーター間における商業的パートナーシップの展望

### 第1章 カカオの商業化に関して

#### 1. 国内の商業化

##### ✓ コーヒーおよびカカオの一次集荷に対する資金援助

- 生産地買付けのための生産者協同組合および買付け人への資金援助

収穫シーズンの初めに、生産者協同組合や買付け人は作物集荷に必要な資金調達の道を講じなければならない。こうした人々との間に良好な関係を築くことは、提携工場の原料確保につながる1つの方法である。

- コーヒーおよびカカオの収穫後処理に必要な資材への資金援助

##### - 集荷トラック

生産者から買付けられた作物の集荷に使用されるトラックの提供が行われる場合、運送業者のスケジュールに左右されない作物の集荷が可能となる。

##### - 発酵容器

発酵容器の提供は、高品質を保証するカカオの適切な発酵作業につながる。

##### - 乾燥用資材

乾燥用資材を利用することで、生産者を常連顧客として獲得するだけでなく、異物混入のない商品の生産が可能となる。

適切な商業政策は、資金回収および原料調達の円滑化に資するものである。

- 農業投下資材 (intrants agricoles) への資金援助

耕作可能地がますます希少となる中、農業投下資材（肥料、殺虫剤など）の導入は、プランテーションの収益の改善につながる。こうした未開発領域は、日本のオペレーターにとって戦略的中心となり得る。

✓ コーヒーおよびカカオの現地買付け会社の設立

最終顧客のニーズを常に満たすことができるよう、生産者の現実を見据えつつ、それを常連の取引先として確保することが、こうした会社設立の目的である。

## 2. 売渡しおよび輸出

✓ 売渡し契約保証

日本のオペレーターは、コートジボワール国内の提携先カカオ豆輸出業者や粉砕業者が必要とする銀行保証への資金融通を行うことも可能である。

✓ 輸出向けカカオ豆あるいはコーヒー生豆の仲買会社の設立

世界中のクライアントにカカオ豆を調達する。

✓ カカオ加工会社あるいはコーヒー焙煎会社の設立

コートジボワールのカカオ生産量は、180万トンである（2014年~2015年度収穫シーズン）。国は、コートジボワール国内のコーヒーとカカオの粉砕業および加工業の発展を望んでいる。2014~2015年度には、コートジボワールは、アムステルダムを抑えて、カカオ加工量世界一となっている（世界シェア30から35%）。2020年度をめどに、このシェアを50%に引き上げることが目標に掲げられている。

輸出向けカカオ加工業への参入を希望するオペレーターに対してのアドバイスとしては、港湾地域周辺（サンペドロおよび北高速道路沿いのアビジャンPK21地区）にその施設を置くことが望ましい。

それはまさに、一方では生産者協同組合との良好なネットワークを構築し、他方では国内外の商業化システムに精通することによって、供給の安定化を実現することにつながるからである。

## 書誌

- 1- **BIEN CULTIVER LE CACAOYER EN CÔTE D'IVOIRE**, Août 2009, CNRA.
- 2- **RAPPORT DU RNA 2001 SUR LA REGION DES LAGUNES**, juillet 2005, Direction de la Documentation, des Statistiques et de l'Information du Ministère de l'Agriculture (DSDI/MINAGRI).
- 3- **DOCUMENT D'OPERATIONNALITE DE LA MISE EN OEUVRE DES MECANISMES DE COMMERCIALISATION INTERIEURE ET EXTERIEURE**  
REGLES DE GESTION ET D'EXECUTION DES OPERATIONS COMMERCIALES ET  
TECHNIQUES APPLICABLE A COMPTE DU 1er OCTOBRE 2015

コートジボワールにおけるカカオ産業の研究  
バリューチェーンおよび商業化メカニズムについて

2015年11月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel. 03-3582-5651

---

Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.